

675
163



0057303000

0057303-000

675-163


内務班長職務の執り方

武揚社編集部・編

武揚社出版部

昭和10

AJF



675

163



武揚社編輯部編

内務班長職務の執り方

京都 武揚社 發行



675-163

緒言

- 一、内務班長の職務は複雑多岐、且至難の職務であつて之が實行は實に容易ならざる所である。
 - 二、本書は此至難なる業務に對し新軍隊内務書に則り明快なる指針を與へ以て全國軍の内務班長諸士をして良内務班長たらしめんとの念願の下に作爲したものである。
- 切に下士官及其の教導の任に在る准士官、將校諸賢の愛讀を希ふ次第である。

昭和九年十月

著者識

陸軍部編輯部

内務班長職務の修り方

東京陸軍部編輯部



愛護を希ふ次第である
即ち下士官又其の婚葬の用に介さず下士官俸給給費の
である。

一 自内務班長たることの念願の下に勤奮したるもの
外たる進歩を興へ以て全團軍の内務班長諸士を以て
本書に其の至難なる業務の概しを軍制内務班長の
本質的実質の容態を述べたる所である
二 内務班長の職務の難難を如し至難の難難であること

辭 言

目 次
第一章 下士官としての位置及職責……………一
第二章 内務班長職責の基礎……………五
第三章 兵の愛護……………七
第一節 愛護の必要……………七
第二節 愛護の道……………七
第三節 信頼を受くる事……………七
第四節 同情は愛護の最大要素……………七
第五節 給與に對する同情……………七
第六節 兵と吉凶を願つこと……………七
第七節 班人事の取扱上の注意……………七

第一編 内務班長の職務

第一章 下士官としての位置及職責……………一
第二章 内務班長職責の基礎……………五
第三章 兵の愛護……………七
第一節 愛護の必要……………七
第二節 愛護の道……………七
第三節 信頼を受くる事……………七
第四節 同情は愛護の最大要素……………七
第五節 給與に對する同情……………七
第六節 兵と吉凶を願つこと……………七
第七節 班人事の取扱上の注意……………七

第四章 班員相互の親和……………三

第一節 親和の必要

第二節 親和の要素

第三節 親和の方法

第四節 私的制裁の根絶

其の一 私的制裁は和親の仇敵

其の二 私的制裁の原因

其の三 私的制裁の方法

其の四 行はるゝ時機、場所

第五章 諸規定及命令意圖の普及傳達……………五〇

第一節 諸規定及命令の重要性

第二節 傳達法

第三節 實行の監督

第六章 儀表となり内務を確實に實施せしむること……………五

第一節 儀表たる事

第二節 内務を確實に實施せしむること

第七章 兵の身元、性質、行狀、及技能身心の状態……………六

交友關係及通信等個人の實情の熟知

第一節 教育の基礎

第二節 調査法の要領

第三節 身元の調査法

第四節 性質の調査法

第五節 性質調査上の参考

其の一 氣質に依る種類

其の二 職業に依る性質の判定

第六節 性質に依る指導上の注意

第七節 行狀及技能の調査

- 第八節 身心の状態の觀察
- 第九節 交友關係及通信等の觀察
- 第十節 調査事項及方法の一覽
- 第十一節 調査結果の利用

第八章 勤務の監督……………二〇九

- 第一節 監督の着眼
- 第二節 監督の法

第九章 人事、賞罰休暇等の上申……………二一四

- 第一節 上申の必要
- 第二節 上申についての注意
- 第三節 上申すべき事項

第十章 日常の業務……………二二二

- 第一節 業務に對する解釋

- 第二節 點呼の際は週番士官臨場の下に班の人員並其狀況を檢查す
又通常此の前後に於て命令を傳達す
- 第三節 兵器被服其他給與品の支給修理交換返納に關する手續を
なし其の保存手入を監督す

- 第四節 火砲車輛等の手入及馬匹の飼方手入を指導監視す

- 第五節 班員の服裝に注意し常に正しく着裝せしむ

- 第六節 衛生に注意す

- 第七節 兵舎既砲廠車輛廠其他班に屬する場所の清潔整頓を監視し

- 第八節 備付物品の監守に任す

- 第九節 班内の火元取締に注意す

第二篇 兵の躰方

第一章 躰上の注意……………二二七

- 第一節 躰の必要なる所以

- 一、軍隊の價値を表はす

二、内務教育の重點は、

三、寛嚴宜しきを得ること

一、四、養長の言行の二重すること

二、五、不漸の監視監督が必要

第二節 日常の動作について

第二章 起居に於ける様

第一節 起床及就寝に就て

一、入寝前の注意

二、入寝の方法

三、入寝後の注意

四、起床時の注意

第二節 洗面常面の注意

第三節 掃帚の除

其一 室内の掃除

一、室内を不潔にせぬこと

二、掃除の順序

三、掃除の行き届かぬ所

四、塵拂の使用法

五、箒の使用法

其二 室外の掃除

第四節 入食の注意

一、一般の注意

二、食事の準備

三、喫食についての注意

第五節 便所に關する注意

一、小便に關する注意

二、大便に關する注意

三、一般の注意

第六節 水の使用

第七節 入浴

一、浴室に入る場合の注意

二、浴槽に入る前の注意

三、浴槽に於ける注意

四、入浴後の注意

五、傳染病患者

第八節 炊事場に於ける注意

一、食事運搬の注意

二、炊事場に於ける當番の心得

第九節 言葉の使ひ方

一、軍人らしい言葉

二、禮儀を失はないこと

三、口數の少ないこと

第十節 態度

第十一節 服装

第三章 内務の練習日課表……………一六三

第三篇 内務指導上の着眼

第一章 不良兵の教育法……………二〇三

第一節 不良兵に化し易き境遇

第二節 不良兵の有する性癖

第三節 不良行為の豫防法

第四節 不良兵の指導法

第二章 低脳兵の教育……………二二六

第一節 兵の智能の程度

第二節 低脳兵の特徴

第三節 教育指導上の注意

第三章 協同心の養成法……………二一〇

第一節 協同の必要なる所以

第二節 協同心の養成法

第三節 協同心養成上の注意

第四章 火災豫防の處置……………二一六

第一節 火災の害毒と其原因

第二節 火災の取締法

第五章 休日を如何にせしむるや……………二二二

第一節 休日の利用

第二節 利用の方法

第三節 外出に對する注意

第六章 質素ならしむる法……………二二九

第一節 質素の必要

第二節 質素とは何か

第三節 兵參修の害毒……………二二五

第四節 貯金について

第七章 被服状態を良好にする法……………二五二

第一節 良好にする要訣

第二節 兵精神教育

第三節 保存手入を良好ならしむ

第八章 兵器の状態を良好ならしむる法……………二五八

第一節 要項

第二節 兵器尊重の理由

第三節 監督の必要

第四節 垂範の要

第五節 完全なるものの支給

第六節 検査の勵行

第七節 手入材料の支給

第九章 軍裝検査の成績を良好ならしむる法……………二六九

第一節 検査の準備

第二節 準備の著眼

第三節 準備法

第十章 普通學及手紙の記載法の教育……………二七六

第一節 普通學教育の必要

第二節 普通學の教育法……………二七六

第三節 手紙の記載法

第十一章 兵器を尊重せしむる法……………二八二

第一節 教育の手段

第二節 精神教育法……………二八二

第三節 施設に依る教育法

第十二章 兵の保衛向上法……………二九一

第一節 保健の必要……………三〇〇

第二節 入隊時に於ける注意

第三節 保護兵の選定……………三〇〇

第四節 班内に於ける衛生上の注意

第五節 精神方面より保健の向上法

第十三章 花柳病の豫防法……………三〇〇

第一節 花柳病の害毒

第二節 豫防法

第三節 精神教育法

第四節 其他の方法……………三〇〇

第五節 直接の豫防法

第十四章 飲食に基く犯罪の防止法……………三一九

第一節 過失の大部は飲酒

第二節 防止の手段

第三節 精神教育法
 第四節 飲酒の害毒
 第五節 結語

第十五章 兵の犯罪防止法……………三三七

第一節 犯罪の軍隊教育に及ぼす影響
 第二節 犯罪の種類
 第三節 犯罪の豫防法
 第四節 犯罪の處分

第十六章 検査の成績を良好ならしむる法……………三四一

第一節 周到なる準備
 第二節 準備法

第四篇 下士官としての修養

第一章 職責の遂行……………三四七

第二章 品性の向上……………三五三

- 一、旺盛なる責任觀念
- 二、職務に對し興味を覺えること
- 三、職責に對する研究
- 四、積極的なること
- 五、創意工夫を巡らすこと

第三章 志氣を旺盛にすること……………三五七

- 一、修養の準繩
- 二、人生の哲理に通すること
- 三、道樂の選定
- 四、健全なる讀書
- 一、幹部の志氣の旺盛は絶對の要件
- 二、志氣を旺盛ならしむる法
- 三、誠心は志氣旺盛の根元

- 四、體格の強健に努めること
- 五、職務に精通すること
- 六、克己忍耐力を養成すること
- 七、業務に興味を持ち創意工夫に努めること
- 八、常に快活なること

第四章 上官に對する心得……………三六三

- 一、中隊長の意圖を奉ずるに忠實なること
- 二、先づ己より上官に服従すること
- 三、上官に信頼すること

第五章 同僚に對する心得……………三六七

- 一、相互扶助をすること
- 二、益友を求めること
- 三、金錢の貸借をせぬこと

第六章 兵に對する心得……………三六九

- 一、兵の慈父であり慈母たること……………三六九
- 二、兵の歡心を買はぬこと……………三六九
- 三、兵より物質的恩恵を受けぬこと……………三六九
- 四、兵に對し答禮を確實にすること……………三六九

第七章 班長の備ふべき簿表……………三七二

- 第一節 簿表の必要……………三七二
- 第二節 簿表の種類及注意……………三七二

第五篇 精神訓話法……………三七三

- 第一章 内務班長の行ふ訓話……………三七九
- 第二章 入營當日の訓話の骨子……………三八二
- 第三章 軍服の尊嚴……………三八四
- 第四章 入隊式について……………三八五
- 第五章 軍旗について……………三八六

第六章 軍人の名譽……………三八七

第七章 兵營は道場……………三八八

第八章 入營の好機を利用せよ……………三九〇

第九章 中隊は家庭……………三九一

第十章 戦友……………三九二

第十一章 兩親兄弟等への通信……………三九三

第十二章 逃亡、自殺……………三九四

第十三章 眞面目……………三九六

第十四章 盗まぬこと……………三九八

第十五章 嘘を云はぬこと……………三九九

第十六章 貴重品の始末……………四〇一

第十七章 清潔にすること……………四〇三

第十八章 食事……………四〇五

第十九章 給料……………四〇六

第二十章 水の使用……………四〇七

第二十一章 質素なること……………四〇八

第二十二章 不養生は不忠……………四〇九

第二十三章 金品の貸借……………四一〇

第二十四章 風紀……………四一一

第二十五章 面會人……………四一二

附 録
班 長 手 簿

- 一、上官ノ注意訓示事項
- 二、入隊當時ノ調査事項
- 三、勤 情 録

- 一、性質一覽表
- 一、學科成績一覽表 其一
- 一、同 其二
- 一、術科成績一覽表 其一
- 一、同 其二
- 一、兵器程度一覽表
- 一、被服程度一覽表
- 一、支給品破損一覽表
- 一、支給品紛失遺失一覽表
- 一、服裝檢查成績一覽表
- 一、金錢使用概況一覽表
- 一、貯金一覽表
- 一、外出度數一覽表
- 一、送金額一覽表
- 一、體重增減表

要 綱

一、内務班長の職務 (軍隊内務書)

- (一) 中隊附諸官ハ中隊長ノ命ヲ承ケ各々分擔ノ職務ニ従事シ中隊長ニ對シ其ノ責ニ任ス
- (二) 内務班長ハ兵ヲ愛護シ相互ノ和親ヲ圖リ諸規定及上官ノ命令意圖ヲ班員ニ傳達普及セシメ且中隊長ノ旨ヲ奉シ自ラ儀表ト爲リ班員ヲ誘掖指導シテ確實ニ内務ヲ實施セシムルヲ任トス
- 又兵ノ身元、性質、行狀、技能、身心ノ狀態、交友關係及通信等個人ノ實情ヲ熟知シ其ノ勤惰ヲ監督シ人事賞罰及休暇等ニ關スル事項ヲ上申ス
- 内務班長日常ノ業務概ネ左ノ如シ
- 一、點呼ノ際ハ週番士官臨場ノ下ニ班ノ人員竝其狀況ヲ檢查ス
- 又通常此ノ前後ニ於テ命令ヲ傳達ス

- 二、兵器被服其ノ他給與品ノ支給修理交換及返納ニ關スル手續ヲ爲シ其ノ保存手入ヲ監督ス
- 三、火砲車輛ノ手入及馬匹ノ飼方手入ヲ指導監視ス
- 四、班員ノ服裝ニ注意シ常ニ正シク着裝セシム
- 五、衛生ニ注意シ患者ヲ生シタル時ハ通常日朝點呼ノ際病馬ヲ生シタルトキハ通常朝手入後週番下士官ニ通報ス
- 六、兵舎、厩、砲廠其ノ他班ニ屬スル場所ノ清潔整頓ヲ監視シ備付物裝蹄ニ關シ特務曹長ニ意見ヲ具申ス
- 七、班内ノ火元取締ニ注意ス

二、修養上の指針

上官ハ居常修養ニ勉メ研鑽ヲ累ネ公私ノ別ヲ明ニシテ公明事ニ從ヒ法規ヲ嚴守スルノ間尙部下ヲ遇スルニ骨肉ノ情ヲ以テシ部下ヲシテ上官ハ眞ニ己ノ擁護者タルノ念ヲ懷カシム可シ。斯ノ如クシテ上下相倚リ意志疎通シ部下ノ

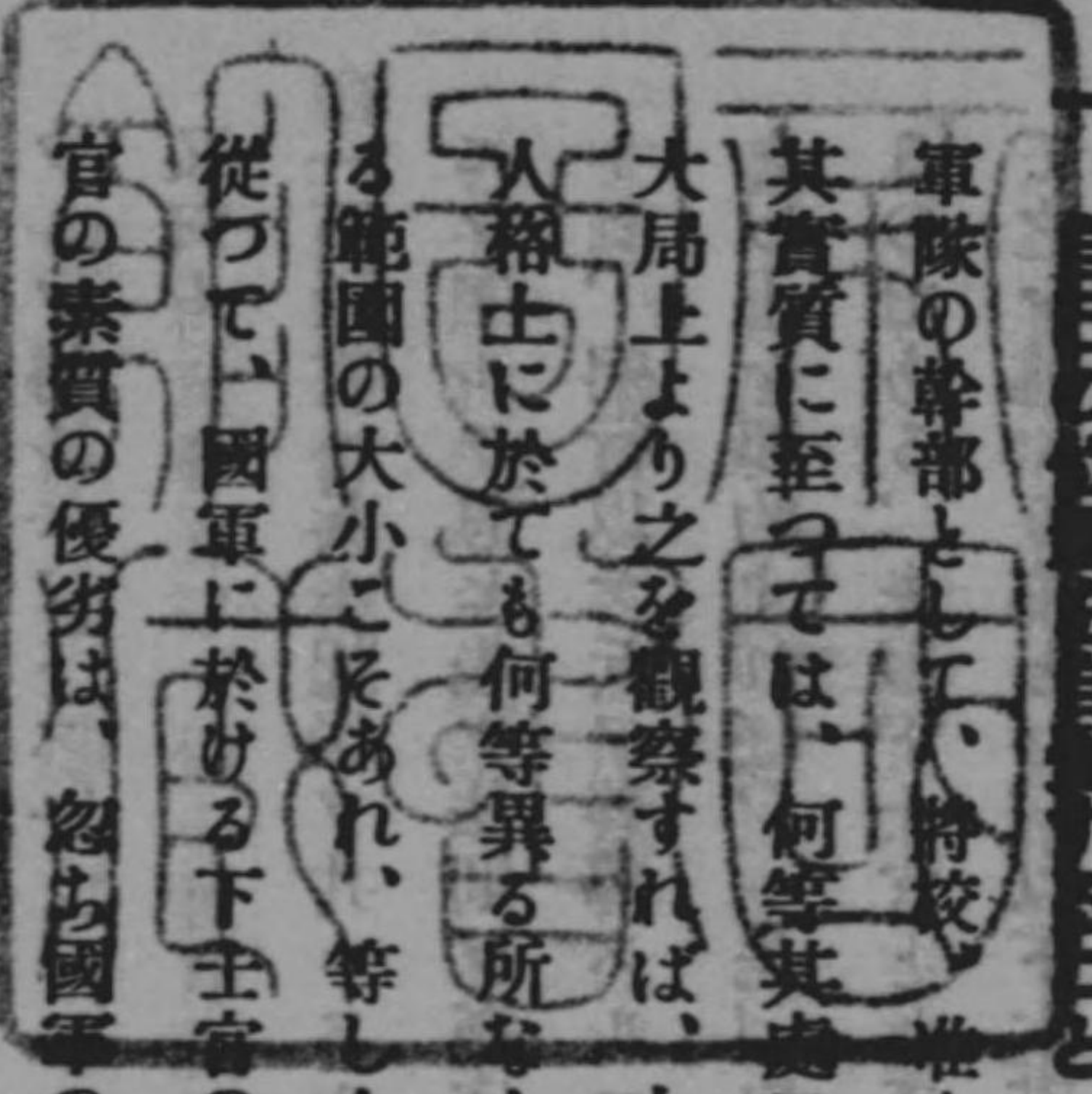
信賴期セスシテ一身ニ集リ死生ノ間尙克ク部下景仰ノ中心タルヲ得ルモノトス

下士官ハ特ニ兵ト起居ヲ共ニスルモノナルヲ以テ其ノ舉止言動ノ之ヲ感化スルコト特ニ深甚ナル事アルヲ思ヒ、己レ先ツ法則ヲ遵守シテ服從ノ道ヲ守リ行狀ヲ慎ミ態度服裝ヲ正シ常ニ懇切公平ヲ旨トシ、躬行以テ之カ善導ニ勉ム可シ

壯丁ノ始メテ兵營ニ入ルヤ生活狀態ノ急變ニ依リ其ノ心性ニ影響スル甚シキモノアリ故ニ上官ハ懇切ニ指導シ漸ヲ以テ營内ノ生活ニ慣熟セシメ終ニ自ラ規律アル生活ヲ樂ミ一舉一動尙モ放肆安逸ニ陥ルカ如キコトナキニ至ラシム可シ

第一章 下士官としての位置及職責

一、自己の位置を自覚すること



下士官としては、先づ自己の位置の如何に重責なるかを自覚する必要がある。

二、職責を自覺すること。

下士官の職責は、其携はる業務に依り、差異あるも、茲には内務に關する一般的職責に關し、前述べんとす。

軍隊内務書綱領に曰く

「上官ハ居常修養ニ勉メ研鑽ヲ果ネ、公私ノ別ヲ明ニシテ公明事ニ從ヒ法規ヲ嚴守スルノ間尙部下ヲ遇スルニ骨肉ノ情ヲ以テシ部下ヲシテ上官ハ眞ニ己ノ擁護者タルノ念ヲ抱カシムヘシ斯クノ如クシテ上下相倚リ意志疎通シ部下ノ信頼期セスシテ一身ニ集リ死生ノ間尙克ク部下景仰ノ中心タルヲ得ルモノトス」

又曰く

「下士官ハ兵ト起居ヲ共ニスルモノナルヲ以テ、其ノ舉止言動ノミヲ感化スルコト特ニ深甚ナルモノアルヲ思ヒ先ツ法則ヲ遵守シテ服從ノ道ヲ守リ行狀ヲ慎ミ態度服裝ヲ正シ常ニ懇切公平ヲ旨トシ、躬行以テ兵ヲ善導スルコトヲ勉ムヘシ」

と以上を要約すれば、「先づ自己の修養を完全にし躬を以て部下を指導すべし」と云ふ事に歸するのである、先づ下士官としては此自覺が必要である。偕下士官の修養に關しては、第二篇に於て之を述ぶる事とし、以下本書の主眼たる内務班長の職務に關し之を述べんとす。

三、内務班長の職務の重大性

軍隊各級幹部は、夫々重大なる職責を有するものであるが、内務班長の職務程、重大にして、且困難なるものは、他に其比を見ないのである。

眞に班長としての職責を自覺し、之を完全に遂行せんとせば、寢食も之を放擲して従事しなければ完璧を期する事は出来ない、殊に直接、軍隊教育に經驗のなき壯丁をして、帝國陸軍軍人として恥しからぬ素質を有せしむる爲には、容易ならざる幾多の困難を伴ふものであり、又主として之に携はる者は内務班長である。

斯くの如く、重大にして至難なる職務を分擔する班長の責任たるや、重且大であるから旺盛なる責任觀念を以て、之が遂行に努力しなければならぬ。

苦痛、困難の伴ふ反面には、又興味も自ら生ずるものであるから、責任を自覺すると共に、將來の光明に向つて邁進すべきである。

四、内務教育の根本

1、内務教育は、他の教育訓練と連繫して皇軍意識を徹底せしむることが第一である。皇軍意識とは、即ち、軍の本義に基き、居常 聖諭を奉戴して、其の本務に精進することである。

従つて、形而上に於ては、班長室及内務班には、五ヶ條を掲げ、班長は 聖諭の全文を暗誦し内容的には、班長率先して、聖諭を實踐しなければならぬ。

2、隊長を團結の核心とすること。

中隊に在りては、中隊長を核心とする鞏固なる團結を作らなければならぬ。凡そ、中隊の事は、中隊長の意圖を離れて何物もない。

故に、先づ内務班長は、中隊長の意圖を奉ずるに忠實でなければならぬ。内務の教育に於ても、同様であるから、先づ、中隊長の意圖をよく承知し、之に背反しない様に努力すべき事は勿論である。

従つて本書に記述してある事項も、萬一所屬中隊長の意圖に反することあらば、斷然之を捨て、貫ひ度い。

3、内務の教育は、他の教育訓練と連繫を密ならしめ、且戦時の要求に適應せしむることが必要である。從來内務の教育とその他の教育訓練との間に稍々もすれば連繫圓滑を缺き、内務の實施、其の當を得ずして往々他の重要な教育訓練の、向上を阻害し、又は、教育訓練の成果を求むるに急にして、内務の履行を閑却するが如きは、共に軍隊教育の本旨ではない。

而して、内務班長は、班長たると共に、其の多くの者は、教育訓練に携はる者であるから、此の兩者の連繫を圓滑にし以て、戦時の要求に適應せしむることを基準として内務教育を實施しなければならぬ。

第二章 内務班長の職務の基礎

一、職務には基準あり

自己の職務に對し、慢然と之に従事するは能率を擧ぐる所以でない。

必ず、確たる基準を捉へ、更に之に創意工夫を巡らして實施すべきである。

二、班長の職務の基準

内務班長が職務執行上の基準となるものは軍隊内務書第五十一である。

即曰く

「内務班長ハ兵ヲ愛護シ相互ノ和親ヲ圖リ諸規定及上官ノ命令意圖ヲ班員ニ傳達普及セシメ且中隊長ノ旨ヲ奉シ自ら儀表ト爲リ班員ヲ指導シテ、確實ニ内務ヲ實施セシムルヲ任トス、又兵ノ身元、性質、行狀、技能、身心ノ狀態、交友關係及通信等、個人ノ實情ヲ熟知シ其ノ勤惰ヲ監督シ人事、賞罰及休暇ニ關スル事項ヲ上申ス」

以上を項を分ちて述べると次の通りである。

1、兵の愛護

- 2、班員相互の和親
 - 3、諸規定及上官の命令意圖を班員に傳達普及
 - 4、中隊長の旨を奉じ、自ら儀表となり班員を指導して確實に内務を実施せしむ
 - 5、兵の身元、性質、行狀、技能、身心の状態、交友關係及通信等個人の實情を熟知
 - 6、兵の動情の監督
 - 7、人事、賞罰及休暇等に關する事項を上申
- 以上を確實且完全に實施する事を得ば、班長の職務を完全に遂行し得るもので、以下順序を追ひ之を述べん

二、班長の職務の基幹

第二章 内務班長の職務の基幹

第三章 兵の愛護

第一節 愛護の必要

一、愛護の意味

兵を愛護すると云ふ事は、慈愛の心を以て部下を遇する事に歸するのである。即、骨肉の情を以て部下を遇する事が、愛護の根本精神である。

二、慈愛の分類

- 慈愛の變形せるもの二あり、即ち同情と、寛仁是なり
- 同情の精神に依りて、部下の疾苦を知り、又自ら率先躬行を勵むに至る。
- 寛仁大度の精神に依りて、猥りに怒ることなく、汎く衆を抱擁するの能力を發揮す、眞の慈愛は斯くの如き程度に達しなければならぬ。婦女子の愛の如きは、概して局部的であつて一方を熱愛すると共に、他方を嫉視する偏狹的のもので軍人の愛は斯くの如きものであつてはならない。
- 三、慈愛は統御者たるの大人格を修養し得

偉大なる愛の結果は、社會の萬般に對し、愛憐の情を生じ、客觀的態度を取るに至るから、清濁に對して併せ之を呑みて之を抱擁し、之を感化するの大度量を發揮する事が出来るやうになるのである。

茲に於てか始めて統御者たるの人格を修養し得るものである。

織田、豊臣、徳川三氏の性格を比較せる左の三俳句は世に傳はる所である。

鳴かざれば殺してしまへほととぎす 信 長

鳴かざれば鳴かして見せうほととぎす 秀 吉

鳴かざれば鳴くまで待たうほととぎす 家 康

家康の寛仁大度にして始めて、三百年の霸業を拓き得たるもので、信長の狹量にして不仁なる到底大なる成功を來す所以でなく人の長たるの資格に於て缺くるものであると云はねばならぬ。

四、慈愛は部下をして命を惜しまざるに至らしむ

士は、己を知る者の爲に命を捨つる、と云はれておるやうに、長上の者より慈愛の精神を以て遇せられる時、感激遂にあの人の爲ならば命も惜しくないとの感じを抱かしむるに至るのである。上官たる者は、斯くの如き域に到達しなければならぬ。

五、慈愛の精神は注意の周到となる

部下に對して、眞に慈愛の精神を抱けば凡ゆる方面に對して注意を配る事となり注意が周到となるのである。

例へば、演習行軍に従事する時は、賣丹、仁丹等の藥を携行して、醫官を煩すに及ばざるもの、又は醫官のなき場合に於て日射病或は生水を止むを得ず使用した時に之を用ひ、或は、宿舍に就けば、必ず部下の宿舍を記憶して不時の用の場合に不覺を取らないやうにする如く、萬般の事に亘りて、周到なる注意を傾くる事を忘れてならぬ。

六、慈愛の精神は、部下をして快活ならしむ

慈愛ある上官の精神が部下の間に磅礴すれば、兵の精神は恰も悠々たる春光に浴するが如きに至り、各人の舉動精神自ら快活となるものである。

第二節 愛護の道

一、愛の根本

慈愛の根本は骨肉の情を以て部下を愛遇するに在る事は既に述べたが、之を敷衍せば次の様に分類する事が出来るであらう。

1、同情

イ、兵の心事をよく了解すること

ロ、兵と喜憂を傾つこと

ハ、給與を完全ならしむ

ニ、兵の爲に骨身を惜まぬこと

2. 寛 仁

イ、公平無私なること

ロ、怒りほくなくないこと

ハ、過失は諄々として之を教化すること

二、班長は愛の權化たること

班長は兵と起居を共にし、細項に亘りて之を教化する者であるから、班長たる者、愛の權化でなければならぬ。

壯丁の始めて入營するや、西も東も知らず不安と杞憂とに心中を滿されておる時、之を慰め勵まして、其の憂を取り去り、専心軍務に勉勵せしむるに至らしめるのは、一に班長の慈愛の懷に抱かれて始めて達し得るものである。

故に、班長の愛の強弱は直ちに善良なる兵を作り得るや否やに影響するものであるから、班長た

る者は、終始相變らない愛を以て兵を慈育指導しなければならぬ。

第三節 信頼を受くる事

一、部下をして己の擁護者たるの念を抱かしむること

慈愛の心を以て部下に對せば、部下は其の上官に對し、信頼の念を抱くに至り、而して、此の心が絶對的のものとなる事が必要である。

即、統御の要訣は、部下をして、眞に己の擁護者たるの念を抱かしむるに在るのであつて、之に反し、上官は己の缺點を指摘し叱責する者であるとの念を抱かしめ、上官より遠ざからんと勉めるやうな部下を持つ様では、上官としての價值のない者である。殊に内務班長は直接兵と起居を共にして、之が指導に任ずる者であるから、兵から絶對的の信頼を受け、總ての事を打明けて來る様に努めねばならぬ。

如何なる身上の祕密に關する事も、如何なる破廉恥に關する行爲も、あの班長ならば必ず耳に入れて力を藉らねばならぬと云ふ信頼の念を抱かしめねばならぬ。

唯單に「何でも班長に申出て來い」と云ひ放しでは、兵から信頼を受くる事は到底出來ない。

二、信頼を受くる爲の要素

部下から信頼を受くる爲には如何にすべきか、之れ統御の要訣である。凡そ、統御とは、術の如く解するが決して然らず、聖諭を基調とし、各種典範令の趣旨精神の存する所を、深く研鑽玩味し、之に合致するやうに至誠を以て倦まず、撓まず指導教化するに在るのである。

従つて統御の道は（戦時に幾分相違するも）至誠以外何物も無いのである。區々たる術策を弄する事は自他共に却つて不利にして、信服を受くる所以にあらず。若し班長にして部下に對するに至誠を以てせず、自分は單に班長の職務があるから面倒を見ておるのであるとの一片の義務的觀念を以てしては到底親身の情は湧き出るものではない。況して軍隊は生死を共にする者の集りである。親兄弟にも打ち明けられぬ事でも打ち明ける迄にしなければ眞の團結は得られない。

第四節 同情は愛護の最大要素

一、兵の心事を了察する事

教育者たり、指揮官たる者は部下の心事を深く察しなければならぬ。兵が最初入隊した時には、如何なる心境に在るか。罪を犯した者は如何なる感慨に耽つておるだ

らうか。家庭の貧困な者は如何、両親のない者は如何、私生兒は、前科者は、前科者を親に持つ者は等、總ての者に亘りて深き同情心を以て其の抱きつゝある心事を早く察知し、之に適應する處置方法を講ぜねばならぬ。

二、兵の心事に對する處置

前項の如く自己内務班の者は環境、經歷等に依り各々深淺の別こそあれ、夫々異りたる心境に在るものであるが、總ての者に對して同時に處置を取る事は困難である。其處で順序としては比較的深刻なる心境に在る者から適當の處置を講ぜねばならぬ。

殊に壯丁の入營するや、家計の貧困なる者は家郷の事を忘れ難く深き憂悶に閉されておるのが常である。故に斯くの如き者に對しては、速に中隊長に上申して軍事救護の方法を講じてやらねばならぬ。或は情婦關係のある者も亦深く之を憂へ戀々としておるのが常である。斯くの如き者に對しては諄々と其非なる所以を説き聞かし、諦めの道を講じると共に、深く慰めてやらねばならぬ。

或は又罪を犯した者は初犯であればある程、心の動搖は深刻である。之等に對して班長が自己の内務班より犯罪者を出せる事の腹立まざれから罪の動機、原因等を探求する事なく、且兵の心事に同情する事なく頭から叱責するが如き事あらんか、其の兵は内心に於て必ず多少の反抗心を抱

くに至るであらう。

三、心事の観察法

兵の心事を観察するに二法がある。

即ち平常に於ける観察法と、兵と行動を共にしてある時の観察法である。

行動を共にしてある時は、先づ自己に顧みて深き同情心を以て観察すべきである。例へば行軍時に於ては、己れ食を欲する時は兵は既に飢えたと知るべく、己れ眠を催さんとする時は兵も亦眠を欲する時なりと知るべく、己れ疲勞せりと覺ゆる時は、兵も亦疲勞せるものと知るべきである。斯くして其の時機に適合する方法を講じて行かねばならぬ。

平常に於ける観察法としては、次の如き方法に依るべきである。

- 1、努めて回数を多く兵に接し、其の顔色に依つて観察する。
- 2、兵の信書等に注意する
- 3、外出先の情況、殊に金錢消費高等に注意する
- 4、郷里に連絡を取りて家庭の情況、金錢の請求、送金額等を知る
- 5、自己の監視外にて勤務する者に對しては、其の監督者と連絡を取りて勤惰等を聴取する
- 6、時々、己れの室に別々に呼び入れて親身に話をなし其間に観察する。

7、兵の出さんとする信書、日記帳等に注意する。(此事は慎重にやらなければ班長にかくれて手紙を書き日記帳に真相を書かなくなるに至るから注意を要す)

四、起居について

1、入浴

風呂に入ることは、日本人としては大なる慰安であつて、殊に烈しい行軍、演習の後に於ては風呂に入らなければ疲勞の恢復を早く望むことが出来ない。然ながら、初年兵時代を観察してみると風呂に入る間も無いと云ふ位に忙しい急がしい思をしておる者が多く、従つて數日も甚しいのは十數日も風呂に入らない者すらある。

之れ班長の指導の適切を缺きたる事に起因するものであつて、兵が風呂に入る餘裕がないのではなく、内務班に於ける起居に節度がない爲に時間の餘裕を見出す事が出来ないのである。

初年兵入隊當初は、總ての事に不馴れの爲に何事を爲すにも時間が多くかゝり且、二年兵に對する氣兼ね遠慮も手傳つて、遂に風呂に入る事も出来ないやうになる者が多いのである。

此の際、唯一「風呂に入らなければならぬ」と如何程聲を大にして要求しても好果を得ることは出来ない。

然らば如何にして初年兵を風呂に入らしむべきか、其の方法は後述する。

2、時間の餘裕を與へよ

班長が何等内務班の行事に關して介意することなく、上等兵任せにしてある班に限つて、兵は殊に初年兵は四六時中二十日鼠のやうに働きづめで心身共に休まる事が出来ない有様である。之では學科の復習も、内省も出来るものではない。

少くも消燈以前に於ては、一時間なり一時間半の兵の自由に使用し得る時間の餘裕を與へる事が必要である。行事の關係で、餘裕のない時でも、せめて三十分間だけでも、此の時間を與へる事が必要である。

而して此の時間は次の様に兵の勝手に使用し得る時間とすべきである。

(一) 故郷に通信をする

(二) 日記を記載する

(三) 學科、術科の復習

(四) 反省し、思索に耽る

(五) 外に出て運動をする

以上の様な時間の餘裕を與へないと、消燈後に起きておつたり、或は起床時間前に早く起きる

者を出すのである。

3、如何にして時間の餘裕を作るや

以上述べた様に風呂に入る時間の餘裕を與へ、又は兵の勝手に使用し得る時間を與へる爲には如何にすべきか。要は内務班の起居をして節度あらしむるに在るのである。

平常に於ては教練終了の時間も大體に於て決まつておるのであるから、教練終了後より消燈時限迄の間を節度正しく使用せば、前述の時間の餘裕を生み出す事は實に容易である。

即ち武器被服の手入、食事、掃除、點呼、命令下達等を適當に按配して、時間の餘裕を作り出すべきである。

例へば五時に演習教練が終了して、八時半が點呼であるとなれば、之を時間割にしてみると次の通りである。

自五時〇分
至五時三十分

武器、被服の手入

自五時三十分
至六時〇分

夕食及食事の片付け

自六時〇分
至六時二十分

室内外の掃除

自六時二十分
至八時二十分

入浴及自由の時間とす

自八時二十分
至八時三十分

注意を與へる、 點呼

其他、朝及晝に於ても時間割を作つて行事を規則正しく實施せば、數日も風呂に入らないやうな兵を出す事にも及ばないし、又武器、被服の手入を怠るやうな者も出ない筈である。そして習慣がつく迄は、班長が率先して兵と共に實行するやうにせば尙結構である。

4、掃除の仕方

掃除は衛生上の着意から、食事前、就寝前に於ては絶対に之を避けるやうにすべきである。

又、軍隊に於ける掃除の回数に多きに失する傾がある。

清潔、元より必要であるが、清潔の爲の掃除ではなくして、掃除の爲の掃除になる弊害がありはせぬか。班長たる者よく考慮を巡らし、兵に徒勞せしむる事のない様に望む。

5、食事の時間を多く與へること

食事の時間になるべく多くの時間を割り當て、一家團樂の楽しみを味はしめ、又衛生上の事も顧慮しなければならぬ。殊に夕食は普通の家庭に於ても最も楽しい家庭的の集ひであるから軍隊家庭に於ても同様最も楽しいものとしなければならぬ。之が爲には内務班長は萬障を排し

て夕食は兵と共に會食するやうにし、雑談を交へて兵と楽しみを分つやうにすべきである。

第五節 給與に對する同情

一、施設の出來得る事について兵に不自由を與へないこと

軍隊生活は質實剛健にして、困苦缺乏に堪え得る精神を養成すること勿論であるから、萬事につけて不自由勝、不足勝なることは勿論であるが、之等は精神修養上よりの着意であつて、之等の事に關しては兵に對して毫も斟酌は要らない。

然ながら施設を爲し得れば、不自由を感じない事に關して施設をなさず、兵に不自由を感じしむるが如きは、同情ある上官としての途ではない。

例へば掃除を要求しながら、碌に箒もせぬ箒を渡しておいて敢て使用せしむるが如き、或は被服の小修理を要求しながら修理材料を満足に渡さないが如きは共に同情の足らないものである。以下細部に亘りて之を述べやう。

二、被服に關する注意

1、被服の適合に着意すること

被服の不適合は毎日不自由且不快の感を抱かしむるものである。

靴の不適合は靴傷の原因を作り、褌袴單衣の不適合は、動作の不自由、感冒等の原因を作ることになるのであるから、適合は何品に限らず完全ならしめねばならぬ。殊に外出用の被服の如きは、軍人としての體面を損すること甚しいものであるから注意せねばならぬ。

2、洗濯及修理に對する注意

被服の洗濯法及修理法に關しては懇切丁寧に教育し、實施上に不便のないやうに兵を指導せねばならぬ。

班長の教育が若し疎漏なりとせんか、工場修理の程度のものをも苦心して之を修理せんとして却つて被服を痛めて了ひ、兵に苦勞をさすばかりでなく、被服經濟上に於ても大なる不都合を來すものである。

洗濯に關しても懇切に教育しないと、洗つてはならないものを一生懸命に洗ひ、或は石鹼の使用が不經濟に流れて支給せられた石鹼だけでは足らなくなつて、市中より購入して餘分の金を使はしむるに至るのである。

又修理申立の際及修理よりかへつて來た場合に於ても、班長がよく之に注意するや否やは兵の教育上被服の保存上大なる差異が其處に生じて來るのである。

3、修理材料は常に不足を來さしめないやうにしておくこと

検査等廉ある場合は、修理材料は豊富に備付けてあるが、平素は足らないものが随分と多い。斯くの如き事があつては、幾何程修理を要求しても出來る筈がなく責むる者が無理である。

被服は毎日不斷に之を着用しておるものであるから、之の修理は又日常に於て必要である。従つて修理材料も亦常に缺かすことなく、備付けておくの必要があるのである。

4、行軍、演習等の際にはよく注意してやること

行軍實施の前に於て、班長の不注意は如何に兵をして苦痛を味はしめるか想像に難くない。

徒歩部隊の行軍に於て兵の最も惱むものは靴傷である。兵の中には知つてか知らずでか、少し歩くと直ちに破損する様な靴を平氣で穿いて出て來るものがある。

出發前に於ける班長の一寸の注意は兵をして靴傷の苦痛を味はしめないで済むことが出來るのである。

單に靴ばかりでなく背囊、雜囊、水筒、軍衣袴に於ても同様である。

5、紛失、遺失を叱責しないこと

軍隊多年の宿弊たる官給品の盜難は、紛失遺失のあつた場合、班長以上の處置の適當で無かつた事に起因しておるのである。

多くの者は紛失遺失をした者を強く叱責して、其の者のみに責任を嫁さんとする者が多い。其の結果は叱責を恐れて、届出を怠らしめ、秘かに他人の物を以て之を補はんとして其波及は次から次へと影響して行つて止まる所を知らない有様である。而も其しきは紛失物に對して何等補充の途を講じてやることなく、放任せんとする者のあるに至つては、兵の困惑、罪惡の波及實に寒心に堪えぬものがある。

紛失した物は如何程叱責しても出て来るものではないのだから、賢明なる班長諸士よ、此の哀れなる兵を叱責する事を止め寧ろ同情して直ちに補充の途を講じてやるべきである。

斯くせば紛失遺失があつても、直ちに報告して来るの美風を失ふことなく、軍隊積年の弊たる盜難の弊風を一掃することが出来るであらう。

大切なる子弟を預つて、然も國家の干城たる軍人を養成せんとする軍隊に於て、當事者の少しの不注意から斯くも重大なる結果を生ぜしむることは實に遺憾千萬である。

元來、盜まれる側に於ても相當の落度はある。即ち盜まれる機會を與へ、物を大切にしないことに依つて乗ぜられる場合も多い。然ながら官給品の盜難は之を防止し得る事の出来ない場合が随分と多いのである。之を責める方が無理である。

宜しく之を責めることを止めて、兵をして不自由を感じしむることなく、直ちに其代品を支給して以て根底的に忌むべき此弊風を全く除去して了はねばならぬ。

三、食事について

1、間食の癖をなるべくつけぬこと

間食は一つの習慣である。一度酒保に行くとき翌日も行かぬと何だか物足らぬ感じがして又酒保に行く。斯くして之を繰り返して行く裡に習慣性となつて、腹が減つておつても居らなくとも酒保に行かねばならぬやうになつて了ひ、遂に金に困り、胃腸を壊さねば止められないやうになつて了ふのである。

初年兵の入隊當初は、生活様式の變化やいろ／＼の不安もあつて、酒保に行く事も少ないであらうが、漸次兵營生活に慣れ、教練も亦進んで来るに従つて空腹を訴へる者が非常に多くなり酒保の開くの待ち兼ねて飛び込む者が出来て来るのである。

此際、班長としてよく注意して指導しなければ、前述の様に習慣性たらしめて、遂には俸給に不足を來し、父兄に送金を仰がしめ、或は家庭の貧困なものは他人の財物に目をかける等破廉恥な行爲を爲す者を生ずるに至るのである。

又衛生方面から考へても、急性胃腸カタルや、胃擴張患者を出すに至るのである。故に精神教

育を以て指導し、口腹の欲する儘に暴食せぬやう、且習慣性とならないやうに注意を與へねばならぬ。

2、食事の際の注意

食べる事は人間の本能であり、殊に軍隊生活者に取つて食事は楽しみなものであるから、班長も亦兵の食事に關しては大いに關心を持たねばならぬ。

初年兵の入隊當初は、馴れない食事の爲に不自由、苦痛を感じる者もあらうし、又食事の分量不足の爲に苦痛を感じる者もあらう。之等の者に對して適當に慰安の言葉をかけてやり、或は不足を告げる者に對しては、常に餘す者から分けて與へてやる等、班長として盡すべき道は多い筈である。其他、兵の嗜好を詳細に調査して、之を給養掛に通報して炊事の改善に資し、或は残飯の多寡に依つて、健康状態を調査して、手段を講ずる等、着意すべき點は多々あるのである。殊に食事の際は落ちついて、ゆつくりとした氣持で愉快に面白く食事が出来る様に指導せねばならぬ。

食事の前後に小言を並べたり、或は餘り急がして箸を置くや置かない内に取片付けさしたりする事は嚴禁すべきである。

早飯、早糞は武士の嗜として修養すべきであるが、年が年中、早飯を強要したのでは兵こそたまつたものではない。之等の修養には又別に機會もあるし、又急ぐ場合には誰でも早飯は出来るのだから、平素、内務班に於ける食事は愉快に且落ちついた氣分を以て出来るやうに指導すべきである。

四、居室について

1、窓際の利用

窓際は夏に涼しく、冬に寒いのは自然である。

此の現象に着意して班員の寢臺の位置を顧慮しなければならぬ。

若し班長にして此の着意を缺けば、冬は窓際は初年兵のみに充當し、夏は二年兵のみが之を占領するに至るであらう。

故に夏の期間は、適當に時期を區分して交互に窓際に位置せしめて、班員全部が一度は涼しい思の出来るやうに指導し、冬は風の引き易い者、又は風を引いておる者は窓際より遠ざける等の處置を講ずべきである。

2、煖爐について

煖爐の周圍は常に二年兵が之を占領して、初年兵は後ろの方で小さくなつておるのは、班長が

何等着意をしない内務班の現象である。

班長は、宜しく全員が煖爐をかこんで團樂し得るやうに指導すべきである。

又、煖爐の附近に就寝する者と、窓際に寝る者とは、大なる差異のあるものであるから、之亦着意すべきである。

3、掃除具について

既に述べた様に、内務班の清潔を強要せんとせば完全なる掃除具を備付けておくべきである。磨滅して使へもせぬやうな箒や、雑巾を備付物品であるとして麗々しく飾つておくやうでは、兵が可愛相である。そして若しも、掃除が完全に出来ておらないと、全部が兵の責任でもあるやうに之を責めるに至つては、内務班長の非常識も甚しいと云はなければならぬ。又斯る所から、上官としての威信も失墜するのだから、よく注意しなければならぬ。

4、其他備付物品について

掃除具と同様に、其他の備付物品も、亦之を常に完全にしておくことは兵を愛護する上に於て絶対に必要である。

破れた藁蒲團や、壊れた腰掛等、多く見る所であるが、唯員数が揃ふておればそれでよいと云ふ思想は全然捨て去つて了ひ、兵が不自由を感じておりはせんだらうかと云ふ事を第一に考へ

ねばならぬ。故に備付物品に對しては、常に完全であるか否かを顧慮し、更に現況に満足せず斯くの如き物を備付けたらよからうとか、或は員数を最う少し増加して貰へば便利であらうとか、いろ／＼考慮して改善を要する事項は遠慮なく中隊長に具申すべきである。

第六節 兵と吉凶を頼つこと

一、士は己を識る者の爲に死す

右は千古の金言であつて、人の長たる者のよく反省すべき點である。古今の名將が偶然か、故意か、如何に巧に部下の心を掌握した事實の多きことか、人間は悲哀、失望等悲しみのどん底に於て、心の動搖最も大きく且不安を感じる者である。溺れんとする者は藁をも掴むと云へる様に、困窮、悲哀、失望の極致に於て、他人から親切に慰安せられ、救助を受けた場合、千里の砂漠で「オアシス」を発見した時の様に歡喜を味ふものである。殊に之が自分の上官たる場合に於て、あの人の爲ならば身命もいらぬ感激に満たされるのである。

然し、誤解してはならない。班長が不幸なる者に同情するのは、上官としてやむにやまれない慈悲心からの發露であつて、部下の信服を得やう、部下によく思はれやう等と云ふ不純なる動機が

一點もあつてはならない。

兵が病氣に犯されても、一言の慰安の言葉もかけることをせず、又入院しても一度も見舞つてもやらず、或は父母妻子の重病死亡に際會しても、心から之に同情して共に悔み慰めてやることの出来ない者は、人の長たるの資格は全然無い者と云はねばならぬ。故に班長たる者は、兵の悲しみを以て自分の悲しみとし、共に悲しみ慰めてやる大なる慈悲心を持たねばならぬ。

殊に困窮に陥り、失意の境遇に在る者に對しては、共に解決の方策を講じてやる同情が必要である。

以上述べた事は單に悲しみに屬することのみ述べたが、喜びに屬する方面に於ても同様である。即ち、人間は得意の場合、歡喜の絶頂に於ては、他人にも共に之を喜び、自分の得意を知つて貰ひ度い慾望を有するものである。

斯る兵があつた場合に、班長が知らん顔をしておれば、其の兵は如何に失望し、班長の無情を嘆くだらうか。

兵の喜びのある場合は、親切に其の喜びを聞き、共に喜んでやる雅量と親切がなければならぬ。

二、喜憂を共に領つは至難の事

前項にも述べた様に、兵と吉凶を共に領ち、喜憂を共にすることは、兵から信服を得んと野心より出づるものでなく、衷心同情心の發露でなければならぬ。

而も班長自身に於ても、一身上の事、公務上の事に於て、内心に於て、各種の喜憂があり、兵の喜憂と一致しない事が随分多い事と思ふ。

此の際、面倒臭いとして、何年顧りみる所なく、自分の喜憂を先にする事は、眞に同情心のある者と云ふ事は出来ない。

自己の業務が多忙であつても、又自分が得意の頂點に在る時に於ても、泌みくくと兵の悲しみを聞き、之に同情と親切を以ていたはつてやる爲には、餘程の精神修養を積んだ者でなくては出来ない。

自分の爲に涙を流すことは誰しも出来るが、他人の爲に涙を流すことは眞實の同情心のあるものでなければ出来ない。

第七節 人事の取扱上の注意

一、部下の爲に勢を惜まぬこと

内務班長として部下を持つ以上は、人事の取扱、各種の世話を焼く點に於て、面倒臭いと思ふ事

も随分にある。

然し、苟も部下を持つ者は、轉て又部下に使はれる事を忘れてはならぬ。

兵からの申出は、面倒臭い顔をすることなく、懇切に取扱つてやらねばならぬ。

自分では如何にも些細な事と思ふことでも、兵の身に取つては重大な事もあるのであるから、何でも喜んで之を聞き、親切に指示を與へてやる事を怠らないやうにせねばならぬ。

二、公平無私なること

人間は感情の動物であり、従つて修養のない者は感情に支配され易い。

多くの部下の中には、所謂虫の好く、虫の好かない者も随分と多い事は争はれない事實である。班長たる者は、此の點をよく考慮して、自分の感情の命する儘に人事を取扱はぬやうにせねばならぬ。

自分の氣に入つた者のみを重く用ひ、或は私上の恩怨に依つて、恩扱に輕重をつけることは、絶對に避けねばならぬ。

多くの兵の中には、巧言令色の者もあれば、朴訥の者もあり、愛嬌のある者もあれば、不愛相な者もある。夫等の異つた性格のある者を悉く一樣に公平に取扱ふ事は實に容易な事ではない。

故に虫の好く者とか、愛嬌のある者、巧言令色のある者等は、特に注意して取扱ふと共に、虫の

好かぬ者や、朴訥の者等は特に之を疎外せぬやうに注意し、殊に自分の身邊に近づける、班長室當番等に對しては深甚の注意を拂ひ、同一人を長く使用することを避けねばならぬ。

要するに班員である以上は、虫の好く者も好かぬ者も、一視同仁、所謂、清濁併せ呑む大度量がなければならぬ。

第四章 班員相互の親和

第一節 親和の必要

一、和衷協同は

軍隊の威力を發揮する上に於て、絶対缺くべからざるものである。上下一致協力鞏固なる團結を形作りてこそ、軍隊の強みは發揮されるのである。

中隊を家庭的に養育するもの、此の見地より出發するものであるから、中隊家庭の一單位たる内務班も亦和衷協同の實を擧げなければならぬ。

二、親和は總ての成績を向上す

内務班長以下班員一同が、互に仲よく親しく心を合せ力を一つにしてすべての事に従事せば、期せずして其の成績を向上することが出来るのである。

和親には精神的愉快の伴ふものであるから、何事をやつても興味が湧き、團結の威力と共に其の能率を發揮することが出来る。

之に反し、班長と班員と精神的の融合を期待することが出来ず、初年兵と二年兵と仲が悪い様では、總ての成績を向上することは到底出来ない。

第二節 親和の要素

一、親和は何に依つて生れるか

内務班の親和は何に依つて生れるか。之を検討せば次の如き要素があるであらう。

1、禮儀を正しくすること

2、自己の位置、職務を自覺して、各人が之を完全に遂行せんとする努力

3、相互に缺點、長所、人格、經歷等を熟知し合ふこと

二、根本は禮儀に在り

親和の根本は禮儀を正しくする所に在る。勅諭の御聖旨を遵奉し、互に禮儀を正しくせば、親和は期せずして生れて来るものである。

班員は稍々もすれば、親しみが度に過ぎて、禮儀を失はんとする傾向がある。親しみが度を過ぎると、同年兵間の禮儀を失ひ、初年兵對二年兵間に於ても、物の言ひ方が亂暴になり、敬禮を怠り勝ちになり、互に反目するに至るのである。

昔から云はれておるやうに、親しき仲にも禮儀あり、又和して同せず、此の點は親和を計る上に絶對的の要件である。

故に班長に如何に親しい仲に於ても、禮儀を失はしめないやうに指導しなければならぬ。かくて各人が親しい仲に於ても、禮儀は嚴然と存しておけば、親和は期せずして達し得られるのである。

三、協 同 一 致

協同一致は、自己の任務を完全に遂行する事に依つて達成し得られる。

内務班に於ても、班員としての位置任務を自覺して、之を各人が完全に遂行することに努力せば相互の協同一致は期し得られるのである。

上等兵は上等兵として、二年兵は二年兵として、或は掃除當番は掃除當番として、食事當番は食事當番として、自己の任務を完全に遂行せば、内務班の協同一致は望み得られるのである。

以上述べた様に、互に禮儀を正しくし、且己の職務なり任務を自覺して、之を完全に遂行せんと努力せば、内務班全體の親和は期せずして望み得られるのである。

第三節 親 和 の 方 法

一、親和の要素を充足すること

内務班の親和を實現せんとせば、前節に述べた要素を充足する事が先決問題であるが、以下前節に於て説明以外の必要なる事項につき若干述べやう。

二、班員親和の爲の着意事項

班長は班員相互の親和の爲に、如何なる着意を以て指導すべきか、大いに研究を要すべき事であるが、今順序として左の如き階段に分けて説明しやう。

1、班長對班員の親和

2、同年兵間の親和

3、二年兵對初年兵の親和

以上三項の内、班長對班員の親和は、班長の心の持ちやうで實現出來得ることであり、第二項の同年兵間の親和も、普通同年兵は親和の實を擧げてゆくことが容易であるから、最も着意しなければならぬ事は、二年兵と初年兵との親和を計ることに歸着するのである。

三、初年兵對二年兵の親和法

班員の親和向上に關して、班長として最も着意すべき事は、初年兵と二年兵とを融和せしむるに在る。



之が爲に、班長として着意すべき事は随分多いが、以下其要項につき述べやう。

1、禮儀を正しく守らしめること

初年兵と二年兵との間柄の甘く行かない原因は、禮儀が亂れる事に起因するのが多い。即ち、多くは初年兵の指導を誤ることに依りて禮儀が正しく行はれないのである。

軍紀は軍隊成立の根本であり、禮儀は軍紀を保持する原動力である以上、内務班に於ても禮儀を正しく保持せしめ、軍紀は飽く迄嚴存せしめなければならぬ。

初年兵の二年兵に對する物の云ひ方、態度、敬禮等は、飽く迄嚴重に區別せしめなければならぬ。

此の界がつかなくなり、恰も同年兵間に於ける物の云ひ方や態度を示すやうになれば、軍隊に於ける軍紀は根本的に破壊せられ、又私的制裁等の忌はしき現象を生じるのである。

故に班長は飽く迄、初年兵は初年兵らしく振舞はしめ、二年兵は二年兵として其面目を保持せしめなければならぬ。

2、相互の性質、身上等を早く了解せしむること

凡そ不和は相互の誤解に依つて生じる場合が多い。故にお互によく了解しあふ様に指導しなければならぬ。

而して如何なる事項を了解せしめあふか、列舉せば次の通りである。

- (一) 姓 名
- (二) 出 身 地
- (三) 入隊前の職業、經歷等
- (四) 性質、嗜好
- (五) 家庭の状況
- (六) 入隊後の情況

以上の事項を早く了解せしむる爲に如何なる手段を巡らすべきか。

(一) 寢臺の並べ方を、初年兵と二年兵と交互にすること

而して其の順序は適當の時機に交換すること

(二) 班員團樂の機會を作り、例へば會食の際、或は煖爐を圍みて、各自の自慢話や失敗談等を順序に實施せしむること

或は又、班員が打ち揃つて、遠足、登山等を試みることも良い方法である。

此際、班長が引率して行くことは勿論である。

3、互に同情心を持たしめること

相互に同情心を持つことは、吉凶を共にし、喜憂を共に頌つことに外ならない。同一の内務班に起居し、同様に教練を受くる事は、佛教に説く所の、淺からぬ因縁に結ばれておるものである。

多くの壯丁の中より選抜されて、同一の兵科に取られ、同一の隊に入り、而も中隊を同じくし内務班を同じくする者は、實に不思議の因縁と云はねばならぬ。斯く淺からぬ因縁に結ばれておる者は、其の因縁を深く解し、相互に厚い同情心を持つやうにせねばならぬ。

他人の不幸、悲しみは共に之を憂ひ、他の喜びは共に喜んでこそ、同一内務班に生活する情誼が生れて來るのである。

同班の者が、入院しておれば、之を度々見舞つてやり、又父母妻子の危篤重病死亡等で、郷里に歸省した者があれば、之を慰め、悔んでやらねばならぬ。

殊に二年兵が入院しておる時に、初年兵が懇に之を見舞つてやれば、最早や其の二年兵は初年兵に對して私的制裁を加へる事は出來なくなる。

兵の家庭の貧富等に對しては、之を一般に知らしめる性質のものではないが、同情すべき立場に在る者に對しては、差支ない範圍に於て之を知らしめ、全員を以て折に觸れて之を慰めてやるやうにすべきである。

例へば片親のないか、或は兩親のない者、親があつても病身な者、或は全く天涯孤獨にて外に頼る者のないやうな者に之を一般に知らしめて、よく慰めてやるやうに指導すべきである。

4、二年兵の取締法

二年兵に對しては、勅諭の禮儀の御聖旨をよく徹底して、下級者を懇切親切に取扱ふことに指導せねばならぬ。

二年兵なるの故を以て、威張り散らしたり、或は二年兵として當然爲さねばならぬ事柄を初年兵に爲さしめたりする事は絶対に之を避けねばならぬ。

第四節 私的制裁の根絶

其一 私的制裁は親和の仇敵

一、私的制裁は

十數年前より之が根絶に就て、軍隊教育者が頭を悩ましておる所であるが、之を根絶しておると見る事は未だ早計の觀がある。

勿論、各隊共其の表面に現れる事は如何にも減少して、恰も根絶しておるかのように観を呈しておるが、一步其の内面に立ち入つて之を解剖してみると、未だノノ根絶せりとして安心する事は出來ない狀況である。

而も軍隊に於て此の私的制裁のある間は、眞の内務班の親和を望むことは出来ない。以下、私的制裁の根絶について、班長の着意すべき事項に就いて述べやう。

其二 私的制裁の原因

一、主なる原因に義憤

私的制裁の原因にも各種のものがあるが、其の最も多き原因は左の如き原因に依り、二年兵が初年兵に對して義憤を發することに依りて起る場合が多い。即ち左の如き場合である。

1、初年兵が二年兵に對して禮儀を失ひて

敬禮を怠り

物の云ひ方が亂暴になり

態度が不遜になり

二年兵の注意を聞かない

所から初年兵を教育する意味に於て、私的制裁に訴へる場合がある。

2、初年兵が自己の任務を完全に遂行しない場合、即ち

怠慢に失する場合

横着なる場合

上官の注意を守らない場合
内務の實行不確實なる場合
武器被服の手入不良なる場合
諸規定の實施不確實なる場合
以上述べた様に私的制裁は、其の原因を探索してみれば、初年兵に缺陷のある場合が多いのである。其他、少數の例として左の如き場合がある。

二、自分が加へられた故を以て私的制裁を加へる者

何等の原因なく、自分が初年兵の時に、私的制裁を加へられたから、自分もやらなければ損であるからと云ふつまらぬ考からやる者がある。

三、二年兵振つてやる者

唯單に二年兵振つて、漠然と私的制裁を加へる者。

四、上等兵又は二年兵が

上官より叱責せられた場合に、腹立紛れに初年兵に當り散らす者、又曲解して初年兵の爲に叱られたと誤解して私的制裁を加へる者。

五、自分が進級の機に洩れたり、精勤章の選に洩れたりした私憤を初年兵に持つてゆく者。

六、他人が制裁を加へておるのを見て雷同して爲す者。

要するに私的制裁は、之を加へる者も悪いが、又加へられる方にもそれ以上に悪い原因を作る場合が多いのであるから、二年兵を戒むると共に、又初年兵に對しても、次の諸項は之を嚴重に勵行せしめなければならぬ。

1、二年兵に對して禮儀を失はないこと、二年兵は之を兄として尊敬し、態度、物の言ひ方を叮嚀にし、又其の注意せらるゝ所をよく聞くこと

2、初年兵としての勤めは、必ず嚴重に之を履行すること

即ち軍人らしく、軍人としての品格を保持し、粗野、怠慢等に流るゝ事の絶対にないこと
尙、一般的に誠心を以て蔭日向のないやうに精勵せしむること

以上の如く、私的制裁の原因を除くことに努力せば、之を根絶せしむることは易々たるものである。

然し前項にも述べた様に、二年兵の中には謂れなくして之を行ふ者も、無きにしもあらずであるから、以下、之が根絶の爲に班長として着意すべき事を述べやう。

其三 私的制裁の方法

一、私的制裁の方法としては、各種の形式が行はれておるやうであるが、私的制裁に就いて、やましく云はれるに至つて、其の方法も餘程巧妙になり、從來の蠻的の行爲は殆其の跡を絶ち、多くは肉體的苦痛に代ふるに精神的苦痛を與へるやうになつて來ておる。

即ち、何等證據の残らないやうに注意して之を實施する結果は、其の發見も亦相當困難を來す譯である。

二、私的制裁の方法として、之を列擧することは其の必要も認めないから、茲には主として精神的苦痛を與ふる項目について之を述べる。

即ち左の如き方法がある。

二年兵が結束して、其の初年兵に對して何等世話を焼いてやらない。

冬の寒い日に煖爐にも當らさないで仲間外れにする。

班内の雜役を多く課する。

銃、其他の重い物を手前に出して保持せしむる。

教練、演習間に長く不動の姿勢を取らしむ。

酒保に行くことを禁ずる。

其四 行はるゝ時機、場所

一、時 機

私的制裁の行はるゝ時機は、特に之を取立て、述ぶる迄もなく常に行はれるものであると考へ、之が對策を講ぜねばならぬが、最も多く行はれそうな時機について之を述べると、左の通りである。

- 1、初年兵入隊後約一、二ヶ月を経過して初年兵が漸く軍隊生活に馴れて來た場合
- 2、上等兵候補者修業中
- 3、轉地演習出張中
- 4、蚊帳を張る時機

二、時刻について

時刻も亦、上官の監視外に在る時は勿論であるが、多くは暗黒の時に人目につかないやうに行はるゝ事を考へねばならぬ。

即ち之を列舉せば次の如くであらう。

- 1、夕食後、班長が自室に歸つた後
- 2、日夕點呼後
- 3、消 燈 後

三、場所について

場所も亦、隨所で行はれることを豫期せねばならぬが、從來の統計に依りて其の多きものより順に述べれば左の通りである。

- 1、内 務 班
- 2、倉庫の裏
- 3、洗濯場、物干場の蔭
- 4、炊 事 場
- 5、中隊自習室又は空室
- 6、教練實施中

其五 防 遏 法

一、精神教育が第一

私的制裁防遏の爲の第一の要點としては、依然之を精神教育に俟たねばならぬ。而して精神教育として如何なる點に着意すべきか、即ち左の通りである。

- 1、初年兵及二年兵の融和團結を計ること、其の手段については本章の始めに於て詳説してあるから之を参照され度い

2、相互に陛下の股肱の臣たる事を銘心せしむること
陛下股肱の臣たるの自覺を十分に保持せしめば、私的制裁を加ふる餘地がなくなるのは當然である。

3、二年兵に對しては左記の事項を自覺せしむること

(一) 私的制裁は蠻的行爲にして、之を以て志氣を振作せんとするは大なる誤りなること

(二) 私的制裁は中隊及内務班の親和を破壊する原因なること

(三) 自己の初年兵時代の事を追想して、其の時辛く思つた事は絶対に之を初年兵に味はしめないこと

即ち深き同情心を以て、親切に初年兵を指導すること

(四) 初年兵にして不都合なる事があれば、諄々として之を訓へ、而も尙ほ之を聞かない者は班長に申出づること

(五) 二年兵は初年兵に對して命令權を有しないこと

(六) 二年兵自身にて爲すべき事項は必ず自ら之を實施すること

4、初年兵に對して戒むべき事項は左の通りである

(一) 私的制裁は之を受くる方に於て其の大半の責任があること

(二) 自ら諸規定を守り、軍人としての責任を十分に遂行すること

(三) 二年兵に對して禮儀を正しくし、二年兵は兄として之を尊敬すること

但し、二年兵の歡心を買はんが爲に二年兵の私用を辨ぜんとして、兵器や靴の手入を爲すが如きは嚴禁せしむること

二、速に看破するの明あるを要す

私的制裁防止の爲には、事の起らんとする前に速に之を看破して、起らしめない様にせば最も良い。

即ち、自己の内務班に私的制裁が起らんとせば、何だか空氣の一變するものである。此の變化に早く氣がつき、未前に訓戒を加へるなり、又は監視を嚴重にするが良い。

或は既に述べた、私的制裁の原因になりそうな事件が頻發する時は、特に監視を嚴にし、又起さないやうに注意を與ふる等の方法に依るのが最も策の得たものである。

第二の方法としては外面に現れた事に依りて、速に善後處置を講じることである。

即ち、兵をして如何に巧妙なる方法に依つて實施しても、班長は直ちに之を看破するものである。と感じますに至らば其れで目的は達成し得られるのである。

之に反し如何に露骨な方法で實施しても「班長は何等知らないから差支ない」との觀念を抱くに

第五章 諸規定及命令意圖の普及傳達

第一節 諸規定及命令の重要性

一、規定とは

規定とは命令の一形式であつて、其の性質は命令と何等變化はない。即ち、恒久性に亘る命令、命令として達するに長きに失する物が規定となつて現はるゝに過ぎないのであるから、之を遵奉する點に於ては、何等命令と變る所がないのである。

二、軍紀の根原

軍隊の價値は軍紀の振否に依つて決定せらるゝものであり、典範の綱領にも、「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ」と明示してある。而して軍紀の要素は、服従に在り、至誠上兵に服従し其命令を確守するを以て第二の天性と成さしむるを要すと教へてある。即、嚴肅なる軍紀は、諸規定及命令がよく普及傳達せられ、確實に之が實行出來て始めて成立するものである。

命令の實行は常に戦線に於て必要なばかりでなく、平素内務班に於て、其他凡百の時機、場所を問はず必要であることを痛感せしめなければならぬ。之を内務に關して考察すれば、内務に關する諸規定の如何なるものであるかを知らずして、どうして内務實施の確實を期することが出來やう。又中隊長の命令意圖を知らなくて、どうして中隊の團結を期し得られやう。斯く命令の實行は軍隊の生命であるから、其の重要性を自覺し、之を兵に徹底せしめなければならぬ。

第二節 傳達法

一、命令の傳達法

命令の傳達に關しては、軍隊内務書に具體的に規定されてあるから、茲には其れ以外に於て特に着意すべき事項に關して述べることにする。

一般に命令、會報として日常の形式を以て達示せらるゝ事項は、大體漏れなく傳達する事が出來るが、左記の點は傳達上特に着意しなければならぬ。

1、難解の文句を使用することなく、無學に近き者にもよく了解せしめること

之が爲には難かしい熟語、軍用語等一般の者に解釋が困難と思ふ事項は註釋を附け加へる事を忘れず、又文句も記憶及了解のしやすいやうに平易に修正して達すること

即ち一般に先づ了解せしむることが第一義であるからである

2、不在者に對する傳達漏のなきこと

休暇、歸省、勤務、入院、入室等、不在者に對しては、傳達漏のないやうに注意しなければならぬ

之が爲に着意すべき事項は、事故者は必ず記帳しておき、傳達終了後之を抹消する様にすればよい

臨時に達示せらるゝ注意、訓示等も、一般命令と同様に、事故者にも前記の要領に依り漏れなく傳達するやうに努めねばならぬ

3、臨時に達示せらるゝ命令、訓示等に對する注意

一般に臨時に達示せらるゝ訓示、注意命令等は、之が傳達上脱漏の生じ易いものであるから一般命令と同様、之を記帳する帳簿を備付けおき、一般命令と同様の注意を以て傳達しなければならぬ

如何に強記の者と雖、次から次へと達示せらるゝ訓示、注意事項を記憶しておる事は出来な

いのみだから、必ず記帳する習慣をつけ、重大漏さず之を記録して後日の参考とすると共に、傳達上脱漏のないやうにせねばならぬ。

殊に、臨機に達示せらる事項に於て、比較的重要なるものが多いのであるから特に注意せねばならぬ。

第三節 實行の監督

一、實行の監督が最も肝要

諸規定及命令は、單に之を班員に傳達せしめるだけで班長の任務は終れりとなすものではない。之を傳達せしむる事は、實行を要求する段階に過ぎない。要は、諸規定及命令を實行するに在るのである。

單に、兵に知らしめるのみなれば、何も班長を要しなくとも、中隊なり、大隊全員を集めて達示すれば事は足るのである。

内務班長を要する所以は、兵に知らしむると共に、之を實行せしむる所に在るのである。

所謂、班長は云ひ放し、兵は聞き流しにならないやうに注意しなければならぬ。

諸規定なり、命令の實行が出来ておらない場合に、「一度達しましたが」と云ふ事は、何等の辯

解にならない。

故に、一度傳達した事は、其の實行の如何を見届けなければ、責任を盡したと云ふことは出来ないものである。

二、實行の基礎は記憶

諸規定なり、訓示なりを、確實に實行せしめんとせば、先づ之を確實に記憶せしめなければならぬ。

之が爲に、班長として着意すべき事を述べると次の通りである。

1、記憶のし易い平易なる文句を用ひて達すること。

記憶に最も障碍となるものは之をよく了解しないことである。

一般に、軍用語や、熟語は、文字を解さない者には難解である。教育程度が向上したとは云へ、尙現在の壯丁の中には、小學校の義務教育を了へない者もあるし又、義務教育を了へておつても、卒業後稍々文筆に親しむ機会しか持たない境遇に在つた者は、殆無學にも等しい者もあるから、班長自身では叮嚀過ぎる程、分解して平易に修正して達示しなければ、全般に之を了解せしむる事は、困難である。

2、一度で満足しないこと。

全部の者に記憶せしむる爲には、一度や二度達したからと云つて安心すべきものではない。幾

回も繰り返し返さなければ、普及するものではないことを銘心しなければならぬ。

3、質問して記憶を深める。

單に班長より達するばかりでは、兵の記憶に對する努力が足らなくなるから、一度なり二度達した事は、時々質問して、兵の注意を喚起することに努めねばならぬ。

4、掲示板等の利用

重要命令とか訓示は、一時掲示板に書いて、始終兵の目に留る所にかけておくは相當の効果のあるものである。

三、監督の勵行

以上の方法に依りて、先づ兵に知らしめ之を記憶せしめば、直ちに之を實行せしめなければならぬ。

實行の伴はぬ命令、訓示は一文の價值も無いのであるから、班長は、全力を擧げて之が實行を督勵しなければならぬ。

之が爲には、班長自ら命令訓示を了解して先づ自ら之を實行して、率先垂範し、以て兵の實行の如何を常に監視して、全員實行の域に達せしめなくてはならぬ。

第六章 儀表となり内務を確實に 実施せしむること

第一節 儀表たること

一、下士官の言動は、兵に最も影響を及ぼすものたるを自覺すること
軍隊内務書綱領にもある如く、下士官は兵と寢食を共にするものであるから、下士官の言動は、兵に直ちに見られ且聞かれるものであることを常に考へておらなければならぬ、殊に、上官たるの故を以て、其の言動は直ちに兵の模倣する所となり、而も、多くの者から注視せられておることを忘れてはならぬ。

二、儀表の必要

内務班長は、班員をして、確實に内務を實行せしむることが、其の重要な職務である以上、其の職務を實行する上に於て、準繩となるものは、諸規定及命令である。従つて、兵をして、之を實行せしむる上に於て、其基調たるものは、自ら率先して之等を實行し、以て班員に對して儀表となることである。

兵をして確實に内務を實行せしめんと欲せば、班長先づ自ら、之を確實に實行しなければ、到底

其の成果を期待することは出来ない。

三、儀表たるに必要な要素

兵の儀表となる爲には、軍人の本分を自覺し、誠心以て軍務に勉勵すると共に、自己の修養を積み、人格、品性の高上を期するに在る事勿論であるが、左に若干、具體的に之を説明しやう。

1、誠心を以て總てに臨むこと。

誠心の必要な事は、勅諭に懇々と御明示になつておられるから、茲に贅言を必要としないが、此の判り切つた事に關して、容易に理想の域に達する事の出来ないのが所謂、凡夫の悲しさである。

誠心は、神に通ずるの心である。敬神崇祖以て、宗教的信念の上に立ち、常に之が修養に努めなければならぬ事は勿論である。従つて、軍務に對しては勿論、部下に對しても誠心を以て臨まなければならぬ。

不用意に兵に對して、虚言を云ふ事はないか。

兵をおだてて使ふ等のことはないか。

部下に對して、權謀術數を用ふることはないか。

等、常に心掛け、兵に對しても、誠心誠意を以て對せねばならぬ。

然るに稍々もすれば、兵の申出を其の儘聞き流したり、或は、約束しておいて之を忘れたり、実行の出来ない様な事を公言したりする事が、事、小なりとして其の儘済まして了ふ事が往々にある。如何に小なる事柄であつても、尙も、誠に反するものは、絶対に之を排斥しなければならぬ。

2、上官の蔭口を云はぬこと。

人は、其の顔形の異なる様に又、其の意見も異にするものである。従つて、上官の計畫、畫策に對しては、異なる意見を持つ場合も亦尠しとしない。

斯くの如き場合に、修養の積んでない者は、其の鬱憤を晴さんとして、公衆の面前に於て、上官の悪口を云ひ度がる者である。

殊に甚しいのは、兵の面前に於て、中隊長の蔭口を叩く者が無いとも限らない。苟も、中隊長は、中隊軍紀の根元である、其の部下たる者が、中隊長の悪口を云ふ様では、中隊の軍紀を保持することは到底出来ない。

故に、たとひ、意見を異にする場合に於ても、一度、上官の決定したる事項に對しては、己を空うして、虚心坦懐に、服従の本義に則り、謹んで之を實行することに努めねばならぬ。

要するに、兵の面前に於て、上官の蔭口を云ふ者は、決して己の伶俐さを示すことには、

なるものでなく、却つて、自己の威信、人格を傷けるものであることを銘心すべきである。

3、諸規定、命令の實行に忠實なること。

其の必要なる所以に就ては、既に説明しておいたから改めて茲に述べる必要を認めないが、要は、班長が自ら實行しなければ、之を兵に要求しても一文の價値もない。

然ながら、軍隊に於ては、上官が諸規定命令を遵奉しないから、下級者も之を實行しないでも差支ないと云ふ理屈は全然通らないのであるから、己の實行不確實の故を以て、最早自分は、兵に之を要求することは出来ないとなし、兵が違反しても之を放任するやうでは、更に罪惡を重ねるやうなものであるから、斯る事は絶対に慎まなければならぬ。

自分が完全に之を實行して、兵にも要求するのが自然の道であり、又斯くなければならぬが、さりとて前述の様に考へる事も亦避けねばならぬ。

4、人格、品性の向上に努めること。

人間は、一生修養に費しても、完全なる人格者たる事は困難な者が多いのだから、況して、下士官時代に於て、人格、品性の完全なる者が有り得やう筈がない。

故に、居常、之が向上に努め、兵に對して、活模範を示し得る域に達しなければならぬ。

然しながら、前項にも述べた様に、自分は未だ修養の足らない者であるから、兵に教育する

價値のない者であると卑下して、兵が、規則に違反しても之を黙過するが如きは、己の職責を完うし得る所以でないから、嚴に之を排斥しなければならぬ。

例ひ、自分は、修養の不十分な者であつても、自己の職責は之を遂行しなければならぬ、と同時に、諸規定實行上に關する事項及普通道徳上に關する事項は、必ず、身を持するに嚴でなければならぬ。

四、細部に亙る注意

前項に於ては、儀表たる爲に、必要な要素に就いて、之を述べたが、以下、具體的に其の細部に亙りて之を述べやう。

- 1、酒の爲に、態度を亂し、婦女に溺るゝ等のことのなきこと。
- 2、身を持するに質素、所持品に注意すること。
- 3、兵に禁する事項は、必ず班長も亦嚴守すること、例へば、上衣を脱する場所、寢臺に横はる時刻は、兵と同様に之を履行する事は、下士官室に在つても嚴重でなければならぬ。
- 4、起床號音と共に必ず起き、日朝點呼、日夕點呼は必ず自ら之を執り、命令、訓示及注意事項も、自ら傳達すること。
- 5、教練、學科等の集合の場合は、必ず兵より先に集合すること。

6、上官の行ふ學科には、力めて出席し熱心に且、態度を嚴正に保持して傾聴すること。

又、解散の時は、兵の去るのを見届けてから歸ること。

7、同僚に對しては、親睦なること、殊に同中隊の下士官はよく融和し、兵の面前にて、喧嘩口論等を絶対に慎しむこと。

8、兵を嘲笑したり、罵倒したりせぬこと、殊に、公衆の面前に於ては、なるべく之を避けること。

愚鈍なる兵に對しては、特に、斯る事のない様に注意すること。

9、兵より金錢を借用したり、又外出先に於て、兵と飲食を共にして、其の支拂を兵に爲さしめるが如きは絶対に避けること。

10、兵の家族に對して、恩を賣り、金錢を借用したり、物品の贈與を受くる等の事の絶対になきこと。

11、上官より命ぜられた事は、例ひ氣に染まぬことであつても、喜んで之を實行し、又不平を言行に現はす事は絶対に之を避けること。

要するに、上官に對しては、言語態度を嚴正にし、服従の模範を示すこと。

12、兵の面前にて、激しき喜怒哀樂の情を現はし、殊に、兵に對して愛憎の區別をつけることな

く、公平に取扱ふこと。

13、検査の時は、班長自ら、物をかくしたり、或は曲庇せぬこと。

14、兵の行爲を上官に對して曲庇せぬこと。

第二節 内務を確實に實施せしむること

一、根本は儀表たるに在り

班員をして、内務を確實に實施せしめんとせば、班長自ら、確實に内務を實行して、班員の儀表たらなければならぬ。

故に、前節に説述した事項を、班長たる者よく之を熟讀して實行せば、内務の確實は、期せずして之を望み得るのである。

然し、兵の指導上、必要なる事項を述べれば、左の通りである。

二、内務の諸規定をよく知らしむること

實行の根本が、先づ之を知る事に在る事は前章に於て之を述べておいたが、尙も、班員をして、確實に内務を實行せしめんと欲せば、内務に關する諸規定、中隊長の訓示意图を班員に徹底せしめなければ、期待することは出来ない。

三、監督を嚴にすること。

知らしめた上は、之を實行せしめなければならぬ。

而して班長としては、班員の實行の如何を常に監督し、習慣性となる迄に、導かねばならぬ。

之が爲には、忍耐である。一度や二度注意したからと云つて、全員が之を完全に實行し得るものではない。幾回となく繰り返して、始めて、徹底するものであるから、繁雜を厭ふて中絶したり或は餘りやかましく云ふと、兵から恨まれはせぬだらうか等と、要らぬ心配をしておつたのでは到底成果を擧ぐる事は出来ない。

教育は忍耐の比べ合ひである。

普及せしめなければ已まないと云ふ責任觀念の上に立脚した固い信念を持つて部下に臨まなければならぬ、其間に兵の思惑を氣兼したりするやうでは、己の職務に忠實であるとは云へない。

以上の注意を以て、内務の諸規定の實施不十分の時は、幾回でも幾十回でも繰り返して注意を與へ、以て、兵が全員實行出来る迄忍耐を以て指導しなければならぬ。

心だに誠なれば何事もなるものぞかし

勅諭の右の御精神を遵奉し、己の職務に對して誠心之を實行せば、必ず良い結果を得られる事は間違のない事實である。

繰り返して云ふ、中途にて放擲する勿れ。

第七章 兵の身元、性質、行狀及技能、身心の状態

交友關係及通信等個人の實情を熟知

第一節 教育の基礎

一、個人教育が主體

戰に於ても、敵を知り、己を知る者は百戰百勝をなし得る如く、教育に於ても、被教育者の素質を熟知しなければ、適正なる教育を施すことは出来ない。

殊に、内務班長の教育は、精神教育が主である、精神教育は、殊に被教育者の素質に適應した教育を施さなければ、眞の効果を擧ぐることは出来ない。

即ち、精神教育は、各人の素質及其實情をよく知り之に適應する如く、個人教育を施すことに依つて、始めて其効果を擧ぐる事が出来るのである。

二、調査の必要

以上の如く、各人の素質を熟知することは教育の基礎であり、殊に、直接兵の指導に任ずる内務

班長は、之を知らなければ、絶対に、教育を施すことは出来ない。

即ち、其の身元を調査することに依りて、本人の家庭の狀況、經歷等を知り、性質を調査することに依りて、苦勞性の人間であるか、樂天家か、或は、其の善惡を知り行狀の調査に依つて、品行の如何、金錢費消の程度等を知り、技能の調査に依つて、記憶、理解の狀況、適業を知り、以て、教育指導上の参考と爲すことが出来るのである。

之に反し、若し之等を知らなければ如何、兵には、理解し得ると思つて、云つておる事が、全然其の者には、何の意味やら判らないこともあらうし、或は、神經質の者に對して、適當の手段を講じない爲に、逃亡、自殺等の忌はしき事を惹起せしめることもあらう。

故に、初年兵の入隊するや、班長は、何を措いても、先づ自己内務班員の、身元、性質、行狀及技能は、身心の状態、交友關係及通信等個人の實情を速に之を詳細に調査し以て、自己の教育の参考とするのみならず、特務曹長に對して、其情況を具申しなければならぬ。

第二節 調査法の要領

一、調査法の大綱

兵の身上調査の手段としては、之を左の如く區別することが出来る。

1、入隊前に於ける調査。

2、入隊直後の調査。

3、入隊後の視察に依りて調査する法。

二、入隊前の調査

入隊前に於ける調査法は、身上明細書、及中隊より照會せし回答書に依つて、調査するのが良い。

但し、身上明細書は、絶対の信を置く事は出来ない。即ち、身上明細書は、事實に於て、町村役場の兵事掛の記載するものであるから、郷黨をかばふ意味から、眞實の事を曲庇することもあるらうし、又遠方に行つておつて、郷里に居らなば者は、役場吏員其の人に眞正の事が判つておらない事もあるだらう。

又、中隊等から、照會して回答して来た物は、之れ本人又は父兄等の記載するものであるから、身上明細書と同様に、之亦絶対的の信用を持つことは出来ない。

唯参考に留めるに過ぎない場合が多い。

但し、経歴、技能等は、眞實に近いものを得る事が出来るのだから、大いに参考となり得ることは間違のない事實である。

又、性質、行狀等にしても、大部分は、眞實に近いものを記述されてある事も疑のない事實であるから、之等を仔細に検討して参考とすることに努めなければならぬ。

尙ほ、以上の書類に依りて、調査した場合に、不審の點、不明の點があれば、憲兵、警察官吏等に照會して知る方法もある、但し、此の方法は、特務曹長を経由するのが順序である。

三、入隊直後の調査

入隊當初に於ける初年兵の心境は、全く白紙で、精神も淨化せられておる時機であるから、此の時機を失せず、速に調査しなければならぬ。

然し、此の方法は、中隊に於ても、特務曹長の實施する所であるが、内務班長も亦各人を速に知るを要する爲に、調査するのがよい。

而して、初年兵の精神の淨化せられておる時機は、極めて短い故に此の時機を外しては、眞實の事を聞く事は到底出来ないのだから、なるべく速に、調査をするやうにしなければならぬ。

一方、特務曹長の調査は、中隊全員に亘るのであるから、一日や二日では完了しないのが普通である。故に、順番の後の方の内務班は、先づ班長より、調査して、特務曹長の調査の時に参考に資するやうにし順番の早い内務班は、特務曹長の調査の時に立會するやうにするがよい。

四、入隊後視察に依る調査

入隊前及入隊後の調査に依りて、之で終了したのものとしては、大なる誤りであつて、寧ろ、眞實の調査は、其後に於ける、觀察に依らなければならぬ。即ち、虚偽の申立をしておりはせぬか、從來の觀察に誤りはないかと、よく、ほんとの價值が判る迄、怠らないやうに、觀察を續けて行かねばならぬ。

第三節 身元の調査法

一、調査事項

身元調査として、調査すべき事項は随分多いが、其の主要なるものを列舉せば次の通りであらう

- 1、學歷及經歷。
- 2、兩親、兄弟の職業及教育程度。
- 3、家庭の狀況。

二、學歷及經歷

1、學歷の調査に當りては、單に履歷に依つて、高等小學校卒業程度とか、尋常小學校卒業程度と決めるべきものでなく、現在に於ける學力を調査することに努めねばならぬ。即ち、入隊前に於ける、職業及環境等の關係で、履歷上の學歷と、現在の學力とは大なる差異がある者が多い

からである。

即ち、小學校卒業程度の者に於ても、卒業後、絶えず讀書に趣味を持ち、文筆に親しんでおる者とか、或は講義録等に依りて、中等程度の學力を修めておる者等は、之を、小學校卒業程度と見做す事は出来ない。之に反し、小學校卒業後、職業の關係より、全然文筆に遠ざかつておる者は、小學校二三年程度に低下しておる者も往々ある。

故に、履歷にのみ、全然信を措く事は出来ないのである。

2、經歷の調査に當つては、職業。

修業事項。

修業又は職業に従事せし土地。

特技とする事項。

青訓に入所か否か、又は其の修業年限。

賞罰の有無。

思想問題に對する理解の程度。

等に亘りて調査すべきである。

三、兩親及兄弟の職業及教育程度

大體、本人に調査せし事項について、兩親及兄弟に關しても調査すべきである。即ち、之に依つて、本人に及ぼせし感化及家族の品性の程度を察知する事が出来るからである。

四、家庭の状況

家庭の状況の調査に際しては、凡そ次の諸項に亘りて實施すべきである。

家族の人員。

本人と同居及家族。

本人を養育なせし者、及之と本人との關係。

家の資産、年收、税金額、家屋。

宗教。

五、調査上注意すべき事項

身元調査に當りて、特に注意しなければならぬ事は、父母の膝下を離れて、遠き異郷に在つて、出稼ぎ又は、修業に行つておる者、片親又は兩親の全くなき者、或は家族として全然なく天涯孤獨の者等に對しては、特に注意して調査せねばならぬ。

即ち、以上の者は、温き父母の膝下で育てられた者に比して、誠に氣の毒なる立場に在り、従つ

て、世の荒波に小さい時から、弄ばれておる關係上、稍々もすれば、精神上に於ても、注意を要する者が往々ある事を發見するからである。

第四節 性質の調査法

一、調査法

一生交際しておつても、相手の眞實の心を掴む事は難事であるとされておるのが人間の普通である。

故に、班長として、班員の性質を調査する上に於て、早計に決定すべき性質のものではない。念には念を入れて、仔細にあらゆる方面より觀察しなければならぬ。

即ち、其の手段を列舉せば、左の通りであらう。

1、觀相上よりの判断。

2、日常の觀察に依る判断。

3、家庭の状況及經歷等よりの判断。

二、觀相上よりの判断

觀相及骨相學等を修めば、之に越した事はないが、熟練せば、大體の顔かたちを見て、性質を判

断する事が出来る。

其他、觀相に類似したものは、文字に依りても、熟練せば、其の者の性質を判断する事が出来るのである。

以上に關して、茲に述べる事は、之だけでも、一冊の本をなし得るのだから、省略して班長たる者は、一通り、之等の本に目を通しておく様に努められ度い。

三、日常の觀察に依る判断

日常、不斷の觀察を續けてゆけば、大體に於て、誤りなく、其の人の性質を判断する事が出来る。

即ち、之に關し、着意すべき事項は左の通りである。

1、言語に依る。

物の云ひ方、特に應待しての物の云ひ方に着意すると、よく相手の性質を見る事が出来る。

2、態度に依る。

立居、振舞、教練、演習時の態度、應待時に於ける態度等に注意すること。

即ち、之等の觀察に依つて、少くとも活潑か不活潑か、粗暴か柔和か、蔭日陽のあるか無いかな等は、觀察出来るのである。

殊に、上官監視外に於ける、行動に就て注意を怠らないを要す。

3、支給品の取扱法に依る。

4、品行に依る。

金錢費消の程度、外出先の場合等に注意すること。

5、私物の種類に依る。

6、趣味嗜好の種類に依る。

四、家庭の狀況及經歷等に依る判断

家庭の狀況及郷里に於ける習慣、風俗等に依りて大凡の見當はつく、殊に土地及其地に於ける人情に依りて特異の情況を呈するもので、之等は聯隊區司令部に於て、調査したものがある筈である。

其他、經歷、家庭の狀況に關しては、前節に於て説明した事に依つて判断の資に供され度い。

第五節 性質調査上の参考

其一 氣質に依る種類

一、氣質の分類

凡そ、人間の氣質は、學問上左の四種類に分類してある。

- 1、神經質。
- 2、多血質。
- 3、粘液質。
- 4、胆汁質。

二、神經質の特性

神經質は、性質が沈鬱的で、且落ちつきのない者を稱し、左の如き傾向を呈する者を云ふのである。

動作不活潑で、身體の弱き者が多い。
常に心に憂を帯び、不平憂慮が絶えない。
孤獨を楽しみ常に物事に躊躇し且恐れる。
感情の爲に支配され易い。
智力に於ては、最も優秀なる者が多く、且想像に富んで居て、周到な判断と、緻密な觀察を下すことが出来る。

三、多血質の特性

多血質の者は、性質が輕快且活潑であつて左の如き特徴がある。

常に快活で靜かにしておらない。
忍耐に乏しく心が移り易い。
動作は輕卒になり易い。
放縱に流れ易い。
多感多情なる者が多い。
身體は通常肥滿して眼光は鋭い。
上官等には、早く懐き易く、又二年兵になると、隨分役に立ち得る兵となる。然し眞面目な業務に長続きがしない。

四、粘液質の特性

粘液質の者は、性質が冷淡である關係上、左の如き特徴がある。

感覺遲鈍。
言語不明瞭。
活氣と熱心とに乏しい。
感情に支配され易く、喜怒哀樂の表情が甚しい。



記憶力薄弱。

心配したり苦勞したりする事が少ない。

長所としては、熟慮の後始めて行動し舉動に篤實なる所が多い。

五、膽汁質の特性

膽汁質の者は、性質が熱温的であり、従つて左の如き特徴がある。

傲慢で不遜に陥り易い。

自尊心が強い。

名譽、権力に對する觀念が強い。

行爲は粗暴に流れ易い。

喜怒を容易に現はさない、常に從容として落ちついておる。

一旦情に激すると、怒り易い。

善にも強く、惡にも強い。

勇往果斷で、物事に熱心倦む事が少ない。

其二 職業に依る性質の判定

一、入營前の職業は性質に影響を及ぼす

人間は、環境に依つて性質を左右せらるゝ者である。入營前二十年間住みなれた世界は、自然に性質に於ても、其等の環境の支配を受けておる事が多い筈である。

故に、兵の職業を調査すると共に、以下述ぶる環境に特有の性質を備へておりはせぬかと云ふ着意を以て觀察するを要する。

尤も、以下述ぶる事は、一般的の傾向であつて、其の職業に従事しておる者、全部が記述してあるやうな性質を持つておるものではなく、中には、却つて反對の性質を有する者もあるのであるから、調査上の参考とするに止めて貰ひ度い。

二、商業、事務員

1、身體虛弱者多し。

2、忍耐力に乏しく劇動に堪えない。

3、品行上の注意を要する者多し。

4、伶俐にして、人の心を捉へるに敏。

5、誤魔化す風あり。

三、農 業

1、身體一般に強壯。

- 2、着實なる者多し。
- 3、温厚なる者多し。
- 4、性質一般に地味にして柔和。

四、坑夫、工夫

- 1、粗暴にして喧嘩口論を好む者多し。
- 2、酒色に親しみ易し。
- 3、金錢を浪費する傾向あり。
- 4、服従心に乏し。
- 5、逃亡の危険性あり。
- 6、身體強壯。
- 7、機敏にして冒險を好む。
- 8、進んで難局に當るの美風あり。
- 9、社會主義の思想にかぶれておる恐れあり。
- 10、結黨心あり。

五、遊藝人

遊藝人は、その性質からいへば、大體、社會主義の思想にかぶれておる恐れあり。其の結黨心も亦、強し。其の性質、進んで難局に當るの美風あり。其の身體、強壯にして、逃亡の危険性あり。其の服従心、乏し。其の酒色に親しみ易し。其の浪費する傾向あり。其の喧嘩口論を好む者多し。其の地味にして、柔和なる者多し。其の温厚なる者多し。其の着實なる者多し。

- 1、酒色を好む。
- 2、身體薄弱。
- 3、輕薄にして狡猾。
- 4、情弱にして華美を好む。
- 5、意志薄弱。
- 6、賭博を好む。

六、漁夫、船乗

- 1、身體強壯。
- 2、冒險及喧嘩口論を好む。
- 3、氣概ありて烈しき氣象の者あり。
- 4、金錢を浪費し易し。
- 5、教育程度一般に低し。
- 6、品性の粗野なる者多し。
- 7、不衛生にして暴飲暴食の傾向あり。
- 8、酒色を好み且賭博をなす傾向あり。

七、出稼人

- 1、人情輕薄なる者多し。
- 2、教育程度一般に低し。
- 3、危険思想を抱く者あり。
- 4、利己主義の者多し。

八、日傭稼ぎ者及常業のなき者

- 1、忍耐力に乏し。
- 2、行爲に表裏あり。
- 3、協同心に乏し。
- 4、貯蓄心に乏しく物品を尊重せず。
- 5、人に附和雷同し易し。
- 6、逃亡の虞あり。

九、書生

- 1、不規律なる者多し。
- 2、身體一般に薄弱。

三、意志も亦薄弱。

- 4、行爲に表裏あり。
- 5、忍耐力に乏しく詐病者多し。
- 6、生意氣にして他人を教唆する者あり。

十、大工、石工、左官等

- 1、身體は強壯なる者多し。
- 2、酒色に親しみ易し。
- 3、金錢を浪費する者多し。
- 4、大工には頭腦の綿密なる者あり。
- 5、粗暴にして喧嘩を好む。
- 6、理髮業者には軟弱なる者、意志薄弱なる者多し。

十一、車夫、馬丁等

- 1、教育程度低し。
- 2、賭博を好む風あり。
- 3、思想賤劣なる者あり。

4、身體強壯なり。

十二、自動車運転手等

- 1、酒色を好む者あり。
- 2、金錢を浪費し易し。
- 3、性質機敏なる者多し。
- 4、伶俐にして目先の利く者多し。
- 5、輕薄なる點あり。

第六節 性質に依る指導上の注意

一、神經質の者に対する注意

神經質の者は、性質が沈鬱的であるから、次の様な注意を以て指導せねばならぬ。

- 1、運動を奨励して、身體を強壯ならしむる手段を講ずること。
- 2、餘り感情を刺戟する様な取扱、即ち、厳しく叱責するやうなことはなるべく之を避けること。
- 3、常に快活ならしむる様に指導して、悲觀に陥らしめないこと。
- 4、感情的に取扱ふと、表裏の別を生じるから注意すること。

二、多血質の者に対する注意

- 1、努めて忍耐力を養成し、意志を強固ならしむること。
- 2、嚴正なる規律態度を要求して、放縱に流れしめないこと。
- 3、注意を集中するやうな習慣を附すること。
- 4、他人の力を籍らないで、自ら眞面目に事を爲さしめること。

三、粘液質の者に対する注意

- 1、活潑なる運動を爲さしめて、氣力を充實せしむること。
- 2、進んで難局に當る様に指導すること。
- 3、動作をして節度あらしむること。
- 4、總てに對し、活潑敏捷を要求する。

四、膽汁質の者に対する注意

- 1、溫厚篤實に指導すること。
- 2、努めて不遜に陥らしめないやうにすること。

五、愚鈍なる兵に対する注意

- 1、慈愛を以て第一として、嘲笑的の言辭は班長自らも又他の兵にも絶対に之を用ひしめないこ

と。

2、激しく叱責することは禁物。

3、氣長に、懇切にあせらず指導すること。

愚鈍なる兵は、徴兵検査に依つて、除かれる筈であるが、尙一名や二名は、一般の者に比して劣つておる者が毎年あるのは、其本人に取りて氣の毒である。

然し、入隊した以上、は之を教育して、行かなければならぬから、以上の様な着意を以て指導すべきである。

之に反し、何等頓着することなく、一般の者と同様に之を取扱ひ、或は又、冷笑、叱責する等の事があれば、遂に、逃亡、自殺等の忌はしき結果を生ずる事になるから、最も注意して取扱はねばならぬ。

六、伶俐なる兵に對する注意

伶俐なる兵であつても、環境に依り、素直に成長しておる者は申分のない者であるが、伶俐なる者の中には、往々にして、表裏の別のある者が多い。

殊に、入營前の境遇に依つて、不遇なる位置に在つた者、轉々居を換へ、職を變へておる者、或は兩親のなき者等は、動作に蔭日陽があり、嘘言を吐く者もある。

故に、特に之等の者に對しては、所謂眼から鼻に抜ける伶俐さはあつても、絶對的の信用を措くことなく、蔭に於ける行動に關し特に注意して、眞面目に、誠心を以て總ての事に従事するやうに指導しなければならぬ。

七、短慮なる兵に對する注意

短慮なる兵に對しては、懇々と其の不可なる所以を説き、機會ある毎に之を矯正することに努めねばならぬ。

短慮なる者は、多く粗暴であり、又物事に長続きのしない傾向があるから、特に溫順になる様に努めしめ、且忍耐心の養成に努めねばならぬ。

八、身體虛弱者に對する注意

身體の虛弱の者は、醫官の方でも、特に保護を要する者として、之を選定される所であるから、其等の規定に依つて取扱ふべき事勿論であるが、特に、入隊當初は未だ兵營生活に慣熟しない間は、深甚の注意を拂ひ、努めて早く一般の者に伍し得る強壯なる身體とせしめなければならぬ。之が爲に、内務班長として注意すべき事は、左の通りである。

1、よく虛弱の原因を知り、それに適應する如く指導すること。

例へば、呼吸器の弱い者に對しては、嚴寒の候に窓側に寝かすことなき様に注意し、或は、内

務班の掃除當番を免するとかの特別の考慮を拂ふと共に、日光浴、冷水摩擦或は、健康ブラシの使用を奨励して、積極的に保健法を講ぜしむる必要がある。又心臓の弱い者に對しては、劇動を免除し酒の飲用を節せしむる等の方法を講じなければならぬ。

2、同情を以て懇切に取扱ふこと。

體格の虚弱なる者に對して、何等考慮する所なく、一般強壯なる者と、同様に之を取扱へば、彼等の苦痛は、察するに餘りある所にして、斯くの如き冷酷なる取扱は、往々にして、自殺又は逃亡等の罪惡を犯さしむる原因となるのであるから、溫き同情心を以て、親切に面倒を見てやらねばならぬ。

第七節 行狀及技能の調査

一、行狀の調査

行狀の調査も之を大別して、次の二種となすことが出来る。

1、入營前に於ける調査。

2、入營直後に於ける調査。

3、入營後に於ける觀察。

二、入營前に於ける調査

入營以前に於ける行狀の調査は、身上明細書又は父兄に照會せし返答等に依るの外なく、詳細に亙りて之を知る事は出来ないが、先づ之等の書類に依つて、大體の事は觀察する事が出来るから、之を参考として、入營直後の調査を実施すべきである。

但し、茲に注意を要する事項は、身上明細書に記載してある事項は、絶対に秘密を嚴守し、本人に絶対に洩らしてはならない。

即ち、町村長の立場を考慮し、本人に洩らす事は必ず避けねばならぬ。

三、入營直後に於ける行狀の調査事項

入營後は、身上明細書を参考として、調査すべきであるが、如何なる事項に就て調査すべきか、以下之を列挙して、参考に供しやう。

1、身體検査に依る調査。

入營直後、直ちに身體検査を実施せられてから、此の機会に、花柳病に感染の有無、入れ墨の有無等を觀察すべきである。

2、婦人關係。

内縁の妻又は馴染女の有無、花柳界に出入するや否や、現在に於ける其等婦人との關係、婦人に對する興味の濃淡。

婦人關係は、詳細に之を調査し、關係婦人の住所、職業、姓名に至る迄知つておかなければならぬ。即ち、初年兵の入隊初期に於ける逃亡離隊は、婦人關係に依る者が多いからである。

3、飲酒の量及飲酒癖

之も、實際に亘つて、眞實を知ることがは稍々困難かも知れないが、入隊直後に、詰問的態度でなく、溫和に聞けば、大抵の者は、眞直に白狀するものである、若い者が、身を誤る基は、多く酒が原因となるのであるから、丁寧に調査しなければならぬ。殊に、酒癖の悪い者は、速に之を發見して、善導しなければならぬ。

4、前科の有無。

本人の前科のみならず、父兄の前科に就ても、調査しなければならぬ。

殊に、入營直前に於ける犯罪にして、未だ外に現れておらない者は、速に自白せしめて、適當なる手段を講じてやらねばならぬ。

前科の調査に於て、特に注意を要するのは、之を絶対に秘密にしてやることである。さもなくとも、本人は、肩身の狭い思を抱いておるのであるから、特に温情を以て、懇切に導

き、他の兵に知らしむる等の事を絶対に避けなければならぬ。

5、入營前に於ける信望の程度。

郷里に於ける信用の程度、借金の有無等につき調査する。

6、交際の状況。

親しき友人の有無、及其の者の住所、職業、氏名等の調査。

社會主義者との交際の有無、若しあれば其の友人の住所、職業、氏名等の調査。

7、金錢の所持の景況。

入營前に於ける金錢費消の状況。

金錢に對する觀念。

8、質素なるや否や。

所持品の調査。

四、入營後に於ける觀察

行狀に對する調査は、以上に依つて終了した譯ではなく、寧ろ重要なものは、其の以後に於ける觀察である。

之が爲には、不斷の注意を拂ひ、左の着眼を以て觀察すべきである。

1、日常起居の間に於ける觀察。

内務班に於ける起居の間に於ては、左の如き點に着意して觀察するを要する。
整頓の良否。

支給品の手入保存の良否。

酒保に於ける飲食物の狀況。

手箱内、麻袋又は藁蒲團の下等に隠匿物の有無。

食事の食べ方。

戦友との交際の狀況。

2、信書及所持品に對する注意。

婦女關係、主義者との交際を知る爲には、信書に依るのが便利である。即ち、信書の發信地、發信者、消印等に注意して、疑はしい者は、面前に於て朗讀せしむる等の方法を講ずるのがよい。

信書は、其發信地者及消印の一致しない物に多く疑はしきものである。

又、特に偽名に注意しなければならぬ。而して、秘密を要する通信は、隊宛にせず、市中の知人又は下宿等宛にて受信する者もあるから、之等の發見法は、時々、手箱の検査又は外出の場

合に着用する軍衣袴の物入等を検査して發見するより途がない。

3、面會人に注意すること。

如何はしい婦女の面會、借金取りの面會、主義者等に注意する。

4、金錢所持に注意。

送金高、費消の景況等を觀察する。

殊に、隊以外に送金して來る者を速に發見して、之を止めしめなければならぬ。
金錢出納簿を明瞭ならしむるのも一つの方法である。

5、外出先に於ける狀況の調査。

外出先に於ける狀況を知る事は、甚だ困難な事である。

戦友を選び、常に戦友と同行して外出せしめる様にせば過失を防ぐ事が出来る。が、特に外出先の行動を知らんと欲せば、先づ次の様な方法があるであらう。

班長自ら外出して觀察する。

中隊の營外下士官等より狀況を見聞する、兵を選定して、其の者を介して狀況を聴取する。

但し此の方法は、餘程注意して、人選を誤らないやうにせぬと、兵と班長間の融和を缺き、一般の兵をして、感情を悪くせしめる恐があるから、常に用ふべき方法ではない。

6、上官の監視外にての勤務状況。

上官の監視外に於ける勤務の状況を知る事は、兵の表裏を知る上に於て、最も必要の事である。即ち、諸當番、炊事場、診断時、入院及入室、入浴時、諸工場、各種の使役に出た時等に於ける態度を知る事が出来れば指導上に甚だ便利である。

之が爲には、班長自ら不意に臨場して観察する、又は関係者等より聴取するのが便である。

7、交際の景況に依りて調査。

親友を観察せば、又一般の状況を推察する事が出来る。

殊に、軍隊内のみならず、隊外との交際の景況にも注意を怠らないやうにせねばならぬ。

8、身體検査に立會すること。

入隊直後の身體検査のみならず、月例の身體検査には、必ず立會して、よく花柳病感染の有無身體異状の有無等に注意しなければならぬ。

五、技能の調査

兵の技能は、其大體は、入營前に於ける經歷、學歷に依つて知る事が出来るが、之は眞の技能ではない。

眞の技能は、實際に各人に當つて、實驗して見なければ判るものではないことを附け加へておく

左に參考迄に主なる技能について、經歷別に依り分類して見やう。

1、文筆に長ずる者。

官公吏。

教員。

會社、銀行員等。

2、游泳に長ずる者。

漁夫。

船員。

3、馬取扱に長ずる者。

馬喰。

競馬者。

農業又は馬追ひ。

4、辯舌に長ずる者。

僧侶。

教員。

講談師、活動辯士等。

5、其他。

鍛冶、電気、機械、醫師、石工、大工、薬剤師、自動車操縦、裁縫師等は、其の名稱の如く、各特技のあるものである事は、言ふ迄もない。

六、技能の利用

適材を適所に使用することは、人物經濟上當然の事であるが、茲に注意しなければならぬ事は、特技のある者を過度に寵用しない事である。

例へば、文筆に長じたる者は、便利な所から、私文書の調製、又は甚しきは、人事の書類迄を書かしめることがあるが、斯くの如き事は避けねばならぬ。

又、特技を有する者を寵用するの餘り、特技の無い者を輕んずる事も注意して避けねばならぬ。要は、適材を適所に使用すると共に、公平なる取扱を爲すことを忘れてはならぬ。

第八節 身心の状態の觀察

一、身心の状態とは

本項は、新軍隊内務書に、新に加へられたる項目であつて、既に性質、行狀、技能等の項目に於

て、其一斑を説明しておいたが、更に之を要括して説明すると左の通りである。

身心の状態とは、要するに「顔色」と云ふことであつて、肉體的、精神的の各種の現象は、直ちに其の人の顔色に現はれるものである。

其の現れたる顔色に依つて、其の由つて來る原因を速に看破し、之に對應する策を施すことが、班長として最も必要である。

尙、具體的に之を説明すれば、例へば、内心に於て、各種の心配事とか、苦惱とかあれば、何だか元氣が薄らいで、常に、物思に沈むやうになり、或は、身體に故障があれば、之も亦元氣が消失して、發洩たる青年の氣魄を無くして了ふが如きである。

二、「何某は、此頃は何だか變だ」とか、「彼奴は、どうも様子がおかしい」と云ふ時は、速に其の原因を探索しなければならぬ。

著者の部下に、平常は極く眞面目で且元氣な下士官が居つた。所が、出張演習から歸つて暫くすると、急に元氣が衰へて了ひ、所謂何だか「様子が變になつて來た」状態を示したのである。其處で、直ちに、特務曹長をして、調査せしめると、淋病に罹つておることが判つたのである。

三、觀察法

身心の状態の觀察法は、常に各種の機會を設けて之を行はねばならぬが、特に、點呼の際には、

之を忘らぬ様にしなければならぬ。

新内務書に於て、

「點呼の際は、人員並其狀況を検査す」とある。

茲にある狀況とは、廣義の意味で、服装とか態度、敬禮等も指すことは勿論であるが、而し、其の主なるものは、身心の狀態を示すものと思ふのである。

殊に、多勢一所に集めた時には、克く其の狀況を窺ひ知ることが出来るのであるから、仔細に觀察して、速に、其の原因を探求して、過失、事故等を未然に防ぐことに努めねばならぬ。

私的制裁等も、此の時の觀察に依つて、看破し得る場合が多いのである。

其の外、各種の機會を求めて觀察すべきは元よりである、例へば、

外出の前後。

出張演習の前後。

勤務中。

放課後内務班に居る間。

等、枚舉に追のない譯であるが、要するに班長としては、班員の顔色を常に讀み、之を等閑に附

しないことが必要である。

第九節 交友關係及通信

一、交友關係

交友關係は、之を大別すると、次の通りに分けることが出来る。

營内に於ける交友。

營外に於ける交友。

而して、其の友人の種類に依つて、其の本人の性質、行狀等を察知することが出来、且、友人の選定を誤らしめないことに依つて、之を善導することが出来るのである。

二、故に、内務班長としては、單に、其の交友關係を觀察して、過失を防止すると云ふ消極的方面のみに力をいれることなく、寧ろ、積極的に、其友人を選定して、悪友とは絶交せしめ、益友と交らしめる様に、指導することが必要である。

三、觀察の重點

兵營の内外を問はず、主義者との交友關係は、速に之を看破し、絶交せしめねばならぬ。即ち、軍隊内務書の綱領の第一にもある如く、

「軍ハ、天皇親率ノ下ニ皇基ヲ恢弘シ國威ヲ宣揚スルヲ本義トス」

帝國軍人に在つては、唯の一人と雖、皇室中心でない軍人は、其の存在を許さないものであるから内務班長としても、此の點に重點を置き、班員を指導し、苟も、自己の班員から、不逞なる思想を抱く者を出す如き事は、絶対に、あらしめないやうに、注意せねばならぬ。

四、其他

以上の外、酒色關係、婦人關係、暴行等其の友人に依つて影響せられる所が多いから、之等に對しても、其の監督を怠らないやうにせねばならぬ。

五、營外との交友關係の觀察は主として通信

營外に於ける交友關係を觀察する爲には、面會、外出時、歸省時等あるが、此等の時機には、一々班長が、其の者と行動を共にする事が出来ない關係上、詳細なる觀察は不可能である。けれども、之等も等閑に附することは出来ないが、主として有効なる方法は、通信に依るより外に途はない。

六、通信に依る觀察

不逞主義者との交友は、通信に依つて、之を發見する機会が多いのであるが、新軍隊内務書に於ては、

信書ハ祕密ヲ守ルヲ要スト雖、軍ノ規律ヲ維持スル爲、眞、必要ト思慮スル場合ニ於テハ所屬隊長ハ之ヲ開披スルコトヲ得」

と云ふ項目が加へられたから、班長は、若し怪しいと思ふ信書は、直ちに、中隊長に具申して、處置を仰ぐことに努めねばならぬ。

又、主義者ばかりでなく、婦女關係に基く逃亡、窃盜等も、信書に依りて、之を防止し得る場合が多いのであるから、克く注意しなければならぬ。

第十節 調査事項及方法の一覽

既に數節に亘りて説明したる事を、判り易く之を一表にして見ると左の通りである。

一、身元調査

- 1、父母の有無、年齢、職業、死亡年月日。
- 2、家長の姓名、職業。
- 3、家族の状況。
- 4、資産、動産、不動産、税金額。
- 5、町村長氏名。

6、所轄警察署。

7、近き停車場名。

8、近き郵便局名。

9、宗教。

10、本人に關する事項。

(一) 學歷

(二) 入營前の職業、經歷

(三) 本人の財産

(四) 青訓の關係

(五) 妻子の有無

(六) 情婦、内縁の妻の有無、其他婦人關係、及其等の氏名、年齢、住所

(七) 賞罰の有無

(八) 思想問題に對する態度

(九) 交際の狀況

最も親しい友人の氏名、年齢、職業、住所

二、性質の調査

1、温厚なるか、粗暴なるか。

2、沈黙家か、多辯か。

3、沈着か周章者か。

4、正直か、不正直か。

5、元氣があるか無いか。

6、言語。

7、態度。

8、嗜好。

9、健康状態。

10、神経質か。

11、粘液質か。

12、膽汁質か。

13、多血質か。

14、大膽か、小膽か。

三、行 狀

- 1、方正か、不品行か。
- 2、花柳病感染の有無。
- 3、婦人關係。
- 4、金錢費消の程度、荒いか荒くないか。
- 5、酒癖の有無。
- 6、喧嘩好きか、否か。
- 7、交際の景況。
- 8、金錢所持額。
- 9、入營前日に於ける行動。

四、特 技

- 1、入營前の職業。
- 2、特に修得せし事項。
- 3、特に得意とする事項。

五、其 他

- 1、既往症。
- 2、下士官志願の有無。
- 3、本人入隊の爲に家庭に及ぼす影響。
- 4、教育上特に注意を要する事項。
- 5、軍隊に對する希望。
- 6、衛戍地に於ける知人の有無、有れば其場所、氏名。
- 7、入營前日に於ける宿泊旅館名。
- 8、入營時の服裝。
- 9、入營時の所持品。
- 10、特に氣にかゝる點又は憂慮してある事項の有無。

六、調査法

1、入營前に於ける調査。

(一) 身上明細書

(二) 中隊より家庭に照會せし回答

(三) 憲兵又は警察よりの注意書

2、入隊直後に於ける調査。

- (一) 特務曹長の調査に立會
- (二) 班長自ら調査
- (三) 附添父兄より聴取
- (四) 附添官公吏より聴取

3、入隊後に於ける観察法。

- (一) 内務班に於ける起居の動作
- (二) 教練、演習間
- (三) 外出先の情況
- (四) 外出より歸りたる際の態度
- (五) 當番、使役等に服務中
- (六) 衛兵其他の勤務に服務中
- (七) 酒保に於ける態度
- (八) 入浴場に於ける動作
- (九) 炊事場、便所、洗濯場等に於ける動作

- (十) 入院、入室中
- (十一) 行軍、宿營の際
- (十二) 信書の往復狀況
- (十三) 面會人の種類
- (十四) 愛讀書物
- (十五) 所持物品
- (十六) 日記の記載

4、観察上の着眼。

- (一) 仔細に本人を観察す
- (二) 毎日人を決めて注意すること
- (三) 特に注意を要する者は、機會ある毎に注意する
- (四) 同僚及上官より聴取
- (五) 父兄又は家族等より聴取

第十一節 調査結果の利用

一、教育に應用

以上調査せし結果は、之を應用しなければ何等の効果はない。

本章の冒頭に於て之を述べた様に、教育の効果は、各人の個性に適應する如く實施する事に依りて期し得べきものであるから、調査の結果に基き、其の個人に適應する如く、教育指導すべきである。

即ち、甲の者に有效なる手段は、必ずしも乙に適當であるとは云へない、却つて不利に陥る事もあるのである。

故に、身上個性を熟知すると共に、美點は益々之を助長せしめ、缺點は、之を矯正し以て、各人がなるべく早く、軍人に適當したる性格を持つ様に指導せねばならぬ。

二、指導の方法

指導法は、飽く迄公平且熱心親切に實施し、甲の者は悪いから到底矯正出來ないからとして之を顧りみず、乙は所謂虫が好かないからとして毛嫌するが如きは、内務班長としての職責を盡し得ざるものである。

又、叱責、訓戒の方法の如きも、特に注意して實施する必要がある。

即ち、之等は、機會を捉へて實施すること勿論必要であるが、之を叱責又は訓戒する場合には、

諄々として其の不可なる所以を訓へるのが良い。

軍紀上の過失の如きは、衆の面前にて之を訓戒する必要もあるが、其他の個人の過失の如きは、人なき所にて、秘かに訓戒する方が遙に効果のあるものである。

短氣なる者は、往々にして、何事に依らず衆人の面前に於て、大聲にて叱呼する者があるが、斯くの如き方法は、却つて其の兵の内心に於て、班長に對する感情を悪くせしめ、或は、反感を起さないとも限らない。

又、度重なるに従つて、何等の効果も擧げ得なくなる恐もある。

要は、親切心があれば、斯くの如き事はない筈である。

三、信賞必罰

軍隊は、軍紀が根元であるから、軍紀に反する者は、何處迄も之を責め、矯正して行かなければならぬが、兵の指導と云へば、叱責、訓戒の外に方法のないやうに考へておる者のあるのは、大なる誤りである。

叱責、訓戒の外に、之を賞する事も忘れてはならぬ。

人間は、年が幾つになつても、人から善く云はれる事は嬉しいものである。殊に、自分の班長から、而も衆人の面前で、賞せられたら、其の者は、今後悪い事をせんとしても、する事が出來な

くなる。

一度、褒められた事に依つて、生れ變つた様になつた例は、幾多枚擧に追がない程ある。怠惰な者、行爲に、表裏のある者、等、注意を要する者は、特に着意しておつて、少しの美事、善行も之を見逃さないやうに、機會を失する事なく發表してやる様にすれば、其の効果は必ず大である。

故に、指導法としては、悪い者を訓誡する事は勿論必要であるが、又褒めることも忘れてはならぬ。

但し、賞罰は、濫發に流れてはならない。

第八章 勤情の監督

第一節 監督の着眼

一、温情を第一とす

内務班長の兵の勤情を監督するのは、刑事が犯人を搜索するが如く、或は看守人が囚人を見張りするが如き冷酷のものであつてはならない。

上官と部下、教育者と被教育者との關係より生ずる温き心を以て慈しみの精神に充ちたる監督でなければならぬ。

従つて「兵が何か悪い事を爲しはせぬだらうか、勤務を怠りはせぬだらうか、發見したらうんと叱つてやらう」と云ふ様な淺ましい冷たい心を以て、部下に臨むことは絶対に避けなければならぬ。

二、觀察は敏なるを要す

兵の監督は上述の様に、警視的の眼を以て見るのではなく、温情を以て臨まなければならぬ。が然し、其の觀察は明敏でなければならぬ。表に現れたる事は勿論の事、心の奥底迄も洞察し得る

の明がなければならぬ。

殊に、表面を糊塗しておる者、表裏のある者は速に之を發見する事が出来なければならぬ。

三、監督事項

監督の要は兵をして軍人として過失なく立派に道を歩ましめんが爲に在るのであるから、監督すべき事項は、自然に次の如きものであらう。

- 1、責任觀念充實の有無。
- 2、蔭、日陽なきや。
- 3、勤務の方法に誤りなきや

第二節 監督法

一、監督法の分類

兵の勤惰の監督は、之を左の如く分類することが出来る。

- 1、内務班に於ける勤惰。
- 2、教練、演習間に於ける勤惰。
- 3、諸勤務に服務せし場合に於ける勤惰。

當 番

衛 兵

炊事當番

不 寝 番

- 4、工場に於ける勤惰。

二、内務班に於ける監督

内務班に於ける兵の勤惰は内務班長として最もよく監督し得るものであるから、班長は自ら全力を之に傾倒して監督しなければならぬ。

即ち、左の如き點に着意して監督すべきである。

- 1、内務班に於ける諸勤務の勤務振り

食事當番

掃除當番

- 2、兵器手入の良否。
- 3、被服手入の良否。
- 4、諸規定服行の良否。

- 5、業間に於ける動作。
- 6、供用物品取扱の良否。

内務班長は常に内務班に居るものでないから、兵の一から十迄の點について細大洩さず之を監督する事は出来ないから、其の缺點を補ふ爲には次の方法に依るのが良い。

- 1、結果に依る觀察。

被服の洗濯、修理の景況

兵器手入の良否

掃除は十分行き届いておるや否や

整頓の良否

- 2、班長代理者の意見聴取。

班附下士官又は先任上等兵より不在中の勤情を聴取して参考となす。

以上の方法に依りて内務班長の面前に於ける勤情と、不在時に於ける勤情との兩方面より比較して觀察する時は其の兵の眞の勤情を見る事が出来るのである。

- 三、内務班以外に於ける監督

- 1、教練、演習間。

内務班長自ら指揮或は教官として實施する場合には最もよく判るが、他の將校なり下士官の下に於て行ふ場合には其の擔任の者から意見を聴取するか、又は特に注意を要する者に對しては特別に依頼して其の結果を聴く様にすべきである。

- 2、工場に於ける勤情。

内務班長自ら巡視するか又は工兵等の意見を聴取する。

- 3、其他の場合。

工場に於けると同様である。

四、監督の結果

監督に依りて得たる結果は之を細大洩すことなく記帳しておき、精勤章、善行證書、褒賞休暇等の参考に供すべきである。

又一時を以て先入主とならないやうにせねばならぬ、一度悪い事があつたから常に悪い事をするだらうとの頭を以て兵を見てはその兵もたまつたものではない。

第九章 人事賞罰休暇等の上申

第一節 上申の必要

一、最もよく知るものは班長

中隊の人事賞罰等は中隊長の統帥権に依りて決定せらるゝものであるが、兵の人事に關しては内務班長が最もよく之を知つておるのであるから、中隊の決定に關しては參考資料を提出しなければならぬ。

中隊長も勿論、兵の素質の觀察に努めては居るが内務班長の様に直接兵に接觸する機會は少ない中隊附將校、特務曹長も亦同様である。従つて内務班長の様に徹底したる觀察は出來ない。

二、人事の取扱は公平且適切を要す

人事の取扱は、神聖なる統帥権の發露であるから公平且適切でなければならぬ。

部隊長として最も頭を悩ますのは、此の點に在るのであつて若し之等の取扱に不適當、不公平であれば統御を全くする事は出來ない。

其處で、中隊長をして之等の取扱を誤らしめない爲には、最も兵の事情に通じておる内務班長は

詳細に遠慮する所なく意見を具申しなければならぬ。

然るに往々にして、上申を怠る者のあるのは中隊長に對して忠實なる所以でなく、班長としての職責を輕視し且、兵に對する同情心のない者である。

第二節 上申についての注意

一、公平無私たる事

上申に際しては大局より觀察し、且虚心坦懐、公平無私でなければならぬ。

自己の内務班の兵たるの所以を以て事實を曲庇し、適當で無い者を推薦したり悪い點は全部棚に上げて了つて秘したりする事は絶対に避けねばならぬ。

上申の目的は前節に於て述べた様に、中隊長の統御をして完全ならしむる所に在るのだから、何等の扮飾及秘匿の點なく善は善とし、惡は惡とし事實の儘に之を上申しなければならぬ。

三、然らざる上申は却つて爲さない方がよい。

又、感情に支配せられて所謂虫の好く者は良く云ひ、虫の好かない者は惡しざまに云ふ等の事も絶対にあつてはならぬ。

二、適切なる事

上申の場合は宜しく觀察を詳細にして適切なる上申を爲さねばならぬ。
臆氣なる觀察に依つて、早合點を爲し或は先入主に依りて事實を誤る等の事の無い様にせねばならぬ。

三、機會を失しない事

人事の上申は精勤章の附與とか、善行證書の附與とか、定例の場合に爲すべき事は勿論であるが平常に於ても怠らないやうにせねばならぬ。

即ち中隊長は、中隊の統御上常に全般の事に通曉しておらなければならぬ關係上、苟も上申すべき事件の生じた時は機會を失する事なく上申しなければならぬ。

事件を班長の獨斷に依つて處理したり、或は之を等閑に附して何等の處置を施す事なく葬り去るが如きは、共に班長として其の職責を盡しておる所以でなく、又、斯る事は將來大なる累を中隊長に及ぼす事のある場合があるから、共に注意しなければならぬ。

四、上申者

上申する者は勿論中隊長である。

然るに往々にして之を特務曹長に爲す者が多い、尤も人事を取扱ふ特務曹長には之を通告する必要はあるが、上申の對者は常に中隊長である。

即ち内務班長は、特務曹長の部下でなく中隊長の部下である、特務曹長は人事に關し、中隊長の副官のやうな役に在る者であるから隸屬關係から云へば上申は、當然之を中隊長に爲すべきである。

第三節 上申すべき事項

一、人事について

人事に關して如何なる事項を上申すべきか、之を列舉せば次の通りである。

精勤章の附與

善行證書の附與

下士官適任證書の附與

進級者の選定

上等兵候補者の選定

工手、工務兵等の選定

馬取扱兵の選定

其他特業修業者の選定

一年歸休兵の選定

教導學校分遣者の選定

教練助手及委員助手等の選定

其他、左の事項は意見具申として又報告として常に實施すべきものである。

素行上の缺點又は美點

勤務服行の勉否

内務服行の良否

要注意人物

尙、突發事件のありたる場合は時機を失する事なく、速に先づ中隊長に報告すべきである、例へば左の如き事件は不祥事と雖、班長の手にて處理することなく速に報告しなければならぬ。

盜難に罹りたる者のあつた場合

他人の物を盗んだ者のあつた場合

喧嘩口論のあつた場合

暴行したる場合

外出先に於て事故のあつた場合

歸營時刻に遅れたる者のあつた場合

負傷した場合

以上の如き事件は、班長自ら之を處置せんとするが如き事があれば、大なる誤を來すのみならず累を中隊長に及ぼすものであるから注意しなければならぬ。

二、賞罰について

三 信賞必罰は統御上重大問題であるから、内務班長も班員の賞罰に關しては最大の關心を拂はねばならぬ。

褒めるは易く罰する事の難いのは人情の常である。

然ながら、感情や人情に捉はれて軍紀を破壊する事は出来ない。

軍紀、風紀に反する者があれば涙を呑んで之を罰しなければ、軍紀風紀を維持する事は到底出来ない。

所謂、臭い物に蓋をして之等の者を罰する事なく、有耶無耶に葬り去らんとするが如き事があれば、中隊の軍紀は全く破壊せられて了ふし、再び罰せんとしても罰する事が出来なくなつて了ふのである。

上官として部下を罰する事は情に於て實に忍びないものがある、然し、公務上に於ては感情に捉はれる事は禁物であるから大局に着眼し、涙を呑んで之を罰しなければならぬのである。

故に、班長としても自己の内務班の兵にして、軍紀風紀に違反者を出せば止むを得ず速に其の詳細を上申しなければならぬ。

上官から摘發せらるゝ迄之を黙視する事は其職を完うする所以ではない。

之と反對に、賞すべき價值のある者に對しても亦之を見逃すことなく報告しなければならぬ。

次に、中隊長に報告を要しないやうな些細なる事柄に對しても叱責すべきものは躊躇することなく之に訓誡を與へ、又賞すべき者は賞揚して其勞を認めてやらねばならぬ。人一倍勤勉に努力する者があつても少しも之を認めてやらないやうな事があれば、其の者は實に張り合ひのないものであり其結果も恐るべきものがあることを思はねばならぬ。

又、悪い事は直ちに眼に觸れ易いものであるから、班長は寧ろ善行者を見出すことに着意すべきである。

三、休暇について

臨時外出とか請願休暇を願出る者がある時は、よく其事情を聴取して間違のない事を突き止めての上でなければ上申しはならぬ。

往々にして虚偽の理由を申立て又は偽電等を發して休暇を願出る者があるから慎重に調査しなければならぬ。

第十章 日常の業務

第一節 業務に對する解釋

一、前章迄に説明した事項は

班長の職務實施の方策に關して述べたのであつて、方策は人に依り各種運用の方法を異にしても差支ない。

本書に記述せる事項は一般的の事を述べたのであるから未だ完全ならざる點も多かるべく、又人各々の考に依り其の意見を異にする者もある筈である。

要は、中隊長の意圖を奉ずるに忠實なる様、本書を参考として各種の具體的方法を立案實施する様に研究工夫を巡らさん事を切に希望する次第である。

二、業務は其趣を異にす

之に反し業務は其範圍外に脱逸する事は絶対に許されないのである。

斯くの如く實施せよと勅令に依つて規定せられてある以上は、其れ以外の方法に依り或は應用的手段を弄する事は絶対に許されない。

然し規定せられてある要求を充足する爲には、各種の研究工夫に依るべき事勿論であるが、例へば、點呼は班長の業務として第一に規定せられてある、従つて點呼を取る事は班長に事故のある場合の外、常に班長自ら之を實施すべきもので之を怠り、又は他人をして實施せしむることは出来ないものである。

以下述ぶる所のものは軍隊内務書に、班長の業務として規定せられてあるものであるから、必ず忠實に之を實施しなければ勅令違反の責は免るゝ事が出来ない。

第二節 點呼の際に遇番士官臨場の下に班の人員並其狀況を

検査す、又通常此の前後に於て命令を傳達す

一、點呼

點呼の際に於ける人員の検査は班長の責任であり、又日常の業務中重大なるものであるに拘らず之を疎略に考へておる者が往々にしてあるのは遺憾千萬である。

例へば、點呼實施の直前に來りて十分に點檢して之を詳知することなく、上等兵の報告を其の儘聽呑みにするが如き、或は休日と云へば臨時外出を願出て、自身は芝居とか活動見物に出て日夕點呼の時刻に不在をなし、或は營外に家を持つ内務班長たる者が日夕點呼前に既に家に歸つてお

るが如きは共に其の職に忠實なる者と云ふ事は出来ない。

萬止むを得ない、即ち避くる事の出来ない場合の外は、必ず班長自ら人員を検査し代理者に任すべき性質のものではない。

殊に點呼の際は人員ばかりでなく其狀況を検査することが新内務書に加へられたることであつて狀況とは即ち、服装、態度、顔色、病氣の有無、殊に身心の狀態を主として指すものである。

二、命令の傳達

兵に對する命令の傳達は内務班長の重大なる責任であり、且之を兵に理解し徹底せしむる義務を有するものである。

命令は普通其の形式上難解で學力の程度の低い兵には理解の出来ない點が多く、且、直接兵に必要でない命令も随分に多い之等の中より兵にのみ必要なものを誤ることなく選定し、理解のし易い様に平易なる形態に變へて傳達することは、餘程の注意と努力とを要するものである。よく判斷して其の取捨を適當にし平易に變へることに工夫を巡らさねばならぬ。

尙ほ、命令傳達上の注意を述べれば左の通りである。

1、傳達洩れないことに注意すること。

勤務、歸省中の者、入院、入室者等は洩れないやうに注意すること。

之が爲には事故者を記しておき、傳達した後之を抹消するやうにしてゆくが良い。

2、命令の取捨を誤らないこと。
不要の命令を傳達することは徒らに兵の頭を混乱せしめ無益の負擔をかけることになるから兵に必要なもののみを選定すること。

若し自分で判断に迷ふ時は、曹長に聞くがよい。

3、平易なる言葉に變へることに工夫を巡らすこと。

4、永久に必要なものと、一時的のものとを區別して傳へること。

第三節 兵器被服其の他給與品の支給、修理、交換及

返納に関する手續をなし、其の保存手入を監督

一、目的

兵器、被服其の他給與品の支給、修理、交換、返納に関する手續を爲さしむる所以のものは、之等の狀況を明にし以て其の保存手入を良好ならしむると共に兵の素質を觀察するに在るのである。然るに、往々之等の業務を以て繁雜なりとして他人任せに實施しておるものが随分多いのは、職務に忠實なるものと云ふことは出来ない。

以上の物は之を尊重せしむる點から云つても、必ず班長自ら實施すべき性質のものであり、又、單に保存を良好ならしむるのみならず、兵指導上の諸種の參考資料を得る上に大なる便益があるのである。

二、監督上の着意

1、被服について

支給、修理、交換及返納に関する手續を班長自ら實施する間に、次の點に着意して其の保存手入を監督すべきである。

(一) 適合の良否

(二) 装用區分の確否

(三) 手入の良否

刷毛のかけ方

洗濯の良否

修理の良否

(四) 着装の良否

着裝法に誤りなきや、
着裝法に誤りなきや、

第四節 火炮車輛等の手入及馬匹の

銅万手入を指導監視す

一、公供物に対する注意

火炮、車輛等は被服、兵器等と異り各人に支給せらるゝものでなく、數人共同又は順番に依つて其の手入を實施するものであるから之等に對しては特に自分の物より以上に大切に取扱ふことを銘心せしめねばならぬ。

二、馬は活動の兵器であり

苦樂を共にするものであるから愛馬心を強調し、之に親しましめる事に努力せねばならぬ。

第五節 班員の服装に注意し常に正しく着装せしむ

一、躰の重要點

服装を正しくせしむる事は軍人たるの威容を整へ、且精神を緊張せしめる上に於て特に必要である。

之れ即ち、軍服の尊嚴を維持し、外形よりなす精神の鍛鍊上缺くべからざる所である。

地方に於てはボタン一つ、ホツタ一つ外れておつても左程介意すべき點ではなく單に其の人の心

性のだらしない事を表現するばかりであるが、軍服を着用した場合には之等の些細なる點と雖許すことは出来ないものである。

従つて日常の躰に於て、常に服装を端正ならしむることに着意して教育をせねばならぬ。

二、服装に對する注意法

班員の服装矯正上の注意は、

不斷の注意

が必要である、如何なる場合と雖、其の非違を認めれば直ちに之を指摘矯正することに努めねばならぬ。

三、注意すべき點

服装に關しては左の點に着眼して注意を怠らないことが必要である。

- 1、装用區分を誤りおらないか。
- 2、修理の程度。
- 3、清潔の良否。
- 4、着装法は正しいか。

四、特に注意すべき機會

服装に關しては不斷の注意が必要であるが、尙ほ特に左の如く各時期に依り着意して矯正すべきである。

1、日朝點呼の際

日朝點呼は、通常短い時間の間に服装を整へて整列するものであるから、此の短い時間に如何に着装に關して注意してゐるかを點檢することは必要である。

殊に、表に見えない服の釦や、襷袢の釦等のかけ方の良否を點檢することを忘れてはならぬ。

2、教練、演習等に集合の際。

教練等の集合の際は、班長は先づ兵より先に外に出て逐次集る兵の服装に注意するやうに爲すべきであつて、斷じて兵の後より集合すべきではない。

此の際に於ける班長の服装を先づ端正正確ならしめることは勿論である。

3、外出の際。

外出の際は殊に服装を端正ならしめることに就て、絶対に要求しなければならぬ。

又、上層被服を着用してゐるや否やに關し、裝用區分の嚴守についても着意する必要があると共に、汚れたり破れたりして軍人たるの威信に關する點にも注意せねばならぬ。

4、日夕點呼時。

日夕點呼の前後は命令、訓示等を達する時機であるから、此際に於ける服装を端正ならしむることは、命令の尊嚴上に於ても必要な事項である。
殊に此の時機は、將に寢に就かんとする時であるから、一般に精神の弛緩せんとする時であるから、服装を端正ならしめることに依つて精神を緊張せしめるやう努力しなければならぬ。

第六節 衛生に注意す

一、健康は任務遂行の基礎

班員の健康を保全することは、班長の重大なる責任である。

云ふ迄もなく健康なることは活動の元泉であり、軍人たるの職務上絶対的の要件である。

二、健康の保全法

衛生及保健に關しては、第三篇に於て詳述してあるから之を参照され度いが、茲には單に其の要件のみを述べることにする。

1、積極的に保健法を講ずること。

運動を奨励し、摩擦等の勵行を督勵し、氣分を朗かに持つて積極的に健康の増進に努力することが必要である。

武技の熟達を奨励することは一舉兩得とも云ふ可きものである。

2、消極的保健法。

健康増進の爲には積極的であることが必要であるが、又消極的手段を講ずる事も忘れてはならない、即ち

- (一) 衛生思想の普及徹底
- (二) 飲食物に對する注意
- (三) 感冒の豫防法
- (四) 傳染病に對する智識

以上兩者相待つて班員の健康を保全且増進することに努めねばならぬ。

三、早期受診の奨励

苟も軍隊に入隊したる以上は、在營間一回も軍醫の厄介になることの無い覺悟を持たしめることが必要であるが、一朝不幸にして病氣に冒される事があれば、速に手當をして軽い間に全治せしめることに努めねばならぬ。

然るに、兵としては少々身體に異狀があつても診断を申出づる事を潔しとせず班長も亦、兵に瘠我慢を要求し、或は診断患者の出る事を厭ふて兵の申出を快しとしないが如き事があれば、早期

受診は到底望まれない。

故に、兵としては我慢強く敢て受診を申出でる事を潔しとしないことがあつても、班長は其等の動作、顔色等に依つて察知して速に受診せしめなければならぬ。

殊に日朝點呼の際等には、よく注意して診断を必要とする者の有無につき、詳細に觀察しなければならぬ。

第七節 兵舎、厩、砲廠、車輛廠其他班に屬する場所の

清潔、整頓を監視し備付物品の監守に任ず

一、居は氣を移す

環境の清潔整頓を確實ならしむることは、精神修養上、絶對的に必要である。不潔なる兵舎に住み不潔なる周圍を持つておつては、勅諭の御精神たる誠心の境地に至らしむることは絶對に不可能の事である。

故に、苟も己の住み己の心身を鍛錬する場所に於ては塵一本も落ちておらないだけの覺悟が無ければならぬ。

殊に、入營前茅屋に住み駄驛仕のない生活を送つておつた者の精神を淨化する爲には、先づ環境

の清潔整頓より始めて行かねばならぬ。

二、実施上の注意

清潔整頓をなさしむる上に於て注意しなければならぬ事は枚擧に遑ないが、其の要點を述べれば左の通りである。

1、内務班及内務班の受持区域は、班員の連帯責任とすること。
掃除當番の責任も亦之を不問に附する事は出来ないが、掃除當番の不行届は全員の連帯責任とせば、清潔整頓保持上効果があるし又、一面掃除當番をして其の責任を強く自覺せしむることが出来る。

2、表面に現れない點に特に着意す。

表面より見て誰の眼にも止まる所は常に完全に清潔整頓を保持され易いが、表面より見て眼の届き難い所は不行届になり易く、又斯る場所を不問に附する事は精神教育上宜しくないから、特に注意せねばならぬ。

例へば

銃架や整頓棚の上の清潔

空気抜の箇所

床下

痰壺の中

手水鉢の水

下水溝及溜槽

整頓の後に物を秘す癖

以上の點には特に注意して指導しなければならぬ。

3、掃除具を完備しておくこと

清潔整頓を完全ならしむる爲には、之に要する掃除具は常に之を完全に保持して行くことに班長は努めねばならぬ。

十分に掃けない箒や、破れて使用に堪えぬ雑巾を備付けておいて清潔整頓を要求するのは、要求する方が無理である。
又、机の上を拭く雑巾と床板を拭く雑巾とを混同して、班長は何等介意せぬが如き事も教育上大なる缺陷を來す所以である。

三、備付物品の監守

備付物品監守上の着眼は左の三點である。

1、員数を確實ならしむ。

2、常に使用に堪え得る状態に置くこと。

3、使用方法を誤らぬこと。

常に使用に堪え得る状態に置くことは、前項掃除具に就いても述べた様に、尙も備付物品として員数に在る以上は、常に之を使用し得る状態においておかなければ備付の効果がない。

故に、少破損の如きは、内務班に於て修理して、完全にしておかなければならぬ。

使用方法を誤らぬ點に關しても、前項に於て述べた様に机の雑巾と床の雑巾とを混同する様では内務の躰は零と云ふべきであり、又雑巾ばかりでなく其の他の物に於ても其の使用方法を誤る者が往々にしてある。

例へば吸殻入を以て金鍔の代用にしたり、或は藥室掃除棒を以て槌の代用にしたり火箸の代用にしたりすることは往々ある所であるから注意して監督しなければならぬ。

要するに、使用の方法を誤る事は其の命数を短縮することになることを銘心せしめねばならぬ。

第八節 班内の火元取締に注意す

一、火災豫防の責任者

營内の火災豫防は週番諸官の任する所であるが、内務班の火災豫防に就いては内務班長が全責任を以て取締に任せねばならぬ。

従つて火元取締につき週番諸官から注意を受けるのは恥と思はねばならぬ。

二、火元取締上の注意

火災豫防の方法に關しては、第三篇に於て詳しく説明してあるから之を参照され度い。

故に、茲には班長として其の取締上の要項についてのみ掲げることにする。

即ち班長として注意すべき點は左の通りである。

1、煙草の吸殻に注意。

2、煙管を持つ者は其の處置に注意。

3、煖爐に注意す。

4、電燈線に注意す。

5、火鉢の跡始末に注意。

6、停電等の時、他の燈火を使用せし場合の注意。

以上の諸項は、入隊の當日より懇切に教育し徹底せしめなければならぬ。

七丁の... 人員の... 隊員... 隊員... 隊員...

八 隊員... 隊員... 隊員...

九 隊員... 隊員... 隊員...

十 隊員... 隊員... 隊員...

十一 隊員... 隊員... 隊員...

十二 隊員... 隊員... 隊員...

十三 隊員... 隊員... 隊員...

十四 隊員... 隊員... 隊員...

十五 隊員... 隊員... 隊員...

十六 隊員... 隊員... 隊員...

十七 隊員... 隊員... 隊員...

十八 隊員... 隊員... 隊員...

十九 隊員... 隊員... 隊員...

二十 隊員... 隊員... 隊員...

二十一 隊員... 隊員... 隊員...

二十二 隊員... 隊員... 隊員...

二十三 隊員... 隊員... 隊員...

二十四 隊員... 隊員... 隊員...

二十五 隊員... 隊員... 隊員...

二十六 隊員... 隊員... 隊員...

二十七 隊員... 隊員... 隊員...

二十八 隊員... 隊員... 隊員...

二十九 隊員... 隊員... 隊員...

三十 隊員... 隊員... 隊員...

三十一 隊員... 隊員... 隊員...

三十二 隊員... 隊員... 隊員...

三十三 隊員... 隊員... 隊員...

三十四 隊員... 隊員... 隊員...

三十五 隊員... 隊員... 隊員...

三十六 隊員... 隊員... 隊員...

三十七 隊員... 隊員... 隊員...

三十八 隊員... 隊員... 隊員...

三十九 隊員... 隊員... 隊員...

四十 隊員... 隊員... 隊員...

四十一 隊員... 隊員... 隊員...

四十二 隊員... 隊員... 隊員...

四十三 隊員... 隊員... 隊員...

四十四 隊員... 隊員... 隊員...

四十五 隊員... 隊員... 隊員...

四十六 隊員... 隊員... 隊員...

四十七 隊員... 隊員... 隊員...

四十八 隊員... 隊員... 隊員...

四十九 隊員... 隊員... 隊員...

第二篇 兵の練方

第一章 隊士の注意

第一節 隊士の注意

第二節 隊士の注意

第三節 隊士の注意

第四節 隊士の注意

第五節 隊士の注意

第六節 隊士の注意

第七節 隊士の注意

第八節 隊士の注意

第一章 躰上の注意

第一節 躰の必要なる所以

一、軍隊の價値を表はす

人は、其の一舉一動に依つて人としての價値を評價せられ、延いては其家庭に於ける教育の良否を判定せらるゝのである。

更に之が國際的になれば、國民の優劣を論ぜられるに至るのである。個人の家裏に於ても玄關に於ける靴や下駄の脱ぎ方、食事の仕方、物の云ひ方等は如實に其家庭の躰の良否を物語るものであるから、軍隊に於ても同様、兵の躰の良否は帝國軍人としての品位に關し、軍隊教育の適否を發表しておるものである。

二、内務教育の重點は躰

軍隊内務は精神的教養の根元であつて、軍紀に慣熟せしめ軍人精神鍛錬の主要なる道場である。而して之等の教育は、兵の躰が根本をなすものである。然し記載してないから之を實行し軍隊内務書に於ては、躰上、細部の事項は之を記載してない。然し記載してないから之を實行し

ないでも差支ないと考ふるのは、大なる誤りで判りきつておるから記載してない理である。即ち現行内務書は教育者及実行者の自覺に待つ所多く、細部は之を省略してあるのだから、其精神を酌み兵の躰は決して之を疎かにしてはならぬ。

三、寛嚴宜しきを得ること

内務は威嚴を主とすべき所でもなく、又放縱に流れる所でもない。餘りに嚴に過ぎると上官の巡視を恐れ或は忌避せしむるに至り、家庭としての愉樂を求むることが出来ない。

之に反し寛に失して禮儀作法を紊り、上官に狎昵せしむることは、軍紀を破壊して軍隊教育を根本より破壊するに至るから寛嚴宜しきを得て、融々和樂の間に嚴肅なる軍紀に慣熟せしむるに至らねばならぬ。

四、班長の言行一致すること

内務の躰に於て、班長として最も注意しなければならぬことは自分の言行を慎しみ兵に對する教育と自己の言行と一致しなければならぬ。

教育殊に精神教育は、口で教育するよりも行を以て示し、所謂、無言の教育が最も効果のあるものであるから己には少しの隙もないやうに、兵の模範となるやうに注意しなければならぬ。

五、不斷の監視監督が必要

兵の躰は日常些細の事に至る迄注意して指導しなければならぬ。即ち兵は既に二十年來、彼等の家庭に於て不規律なる動作に馴れておるのだから、之を改善する爲には不屈不撓の忍耐と、監視監督とを以てしなければ容易に改善せらるゝ事は出来ない。

六、内務の躰は努めて戦時の要求に適應せしむること

内務と他の教育訓練とは、其の間に密接の連繫を保ち兩者別個の物となりてはならない。要するに、軍隊教育は實戦本位であるから内務の躰に於ても、戦時の要求に適應する様によく考慮して教育しなければならぬ。

従つて軍隊内務に於ては、婦女子の行ふ如き禮式は必要としないが、然し軍の規律を維持する爲の節度は之を必要とするのである。

故に諸官は、以下示してある各項目を適宜取捨判別して以て所屬中隊長の意圖に合する様に内務の躰を實施して頂き度い。

第二節 日常の動作について

一、躰は日常のこと

兵の躰は日常些細の事に至る迄注意して指導しなければならぬ。
日常總ての事に對して、茲に説明することは煩雜であるから其の主要なるものについて左に述べ
る。

二、糞上の一例

- 1、起床前に室内、廊下を歩行する者は特に靜肅なること、之が爲には足尖にて徐行するやうにし又大きな聲を出さぬこと。
- 2、洗面の時は先を争はず、順序正しく實施すること。齒楊子の使用を怠らないこと。
- 3、點呼の後に解散する時は喧噪に亘らないこと。
- 4、他人の親書は之を見ないこと。
- 5、營内靴の穿き方を亂暴にして片方のみ磨滅せしめる等のことのないこと。
- 6、塵紙、はんかちは必ず常に之を携帯しておること。
- 7、頭髮、爪は常に短かくしておくこと。
- 8、營内に嘔を吐かないこと。
- 9、内務班及中隊は常に之を清潔にすることに努め、紙屑の散亂せるものは之を拾ひ、物が倒れておれば必ず之を起すこと。

- 10、靴を脱ぐ場合には亂雜にすることなく整頓しておくこと。
- 11、便所の手水鉢の水は、週番上等兵の任する所であるが、之が不潔になり又は缺乏しておるのを發見したら直ちに之を補充しておくこと。
- 12、被服は破れたり汚れておる物を着用しないやうに注意すること。

第二章 起居に於ける躰

第一節 起床及就寢に就て

一、入寢前の注意

- 1、入寢前には必ず兩便をなしておくこと。
- 2、衣袴は丁寧に畳み、夫れ／＼各隊に依つて決められてある所におく。
- 3、上靴は丁寧に揃へて、寢台の頭の所決められてある所に置く。
- 4、財布は解けたり落したりしないやうに、決められてある所にしまつておくこと。
- 5、靴下は脱いで之を重ね寢臺の頭の方で寢臺の斜材にかけておく。
- 6、窓の開閉は定められた通りにし、勝手に開けたり閉めたりせぬこと。
又賊風の入らないやうに注意しておく。
- 7、寝る前に湯茶を飲むのはよくない。
- 8、冬季寒くて寝つかれない時は、徒手體操を數回實施するか、手足を摩擦するとよい。
- 9、夏は汗が出て寝つきの悪い時は、身體を拭いてから入るとよい。

二、入寢の方法

- 1、毛布は適度に弛め寢返りの自由に出来るやうにしておく、然し外れないやうに注意する。
- 2、褌袴袴下を穿いた儘入る。
- 3、敷布又は毛布で顔を覆ふのは衛生上よくない。
- 4、夏季は敷布を腹に巻き冷えないやうに注意する。

三、入寢後の注意

- 1、眠る姿勢は仰向きが一番よい。
- 2、口は閉ぢて寝ること。
- 3、寝た後は靜肅にして他人の安眠を妨害しないこと。
- 4、夜中便所に行く時は他人の安眠を妨害しないやうに、靜肅にし外套を着るか上衣を着て帽子を被り靴を穿いて行くこと。
- 5、蚊帳を釣つてある時は出入に注意して蚊を入れぬこと。

四、起床時の注意

- 1、起床號音以前には絶対に起きぬこと、又號音に遅れるのも良くない。
- 2、號音と共に早く床を抜け出てなるべく敏捷に軍服を着ける。

3、身體の具合の悪い者は此の時に班長に届出る。

第二節 洗面

- 一、毎朝起床後は齒磨粉と齒磨楊子とを使用して口中を洗ひ、顔や目を洗ふことを怠らぬこと。
- 二、洗面の時はなるべく水を節約して使用すること。
- 三、手拭を貸借をせぬこと 必ず自分の物を使用すること。
- 四、夏季は午睡をなした後も洗面すること。
- 五、練兵後は必ず手又は顔を洗ふことを怠らぬこと。

第三節 掃除

其一 室外の掃除

一、室内は各自の公德心に訴へ不潔にせぬやうに心掛けること。之が爲に注意すべきことは次の通りである。

1、紙片、銃の手入布等を散亂せぬやうに各人で取纏め、紙屑籠又は布片を入れる容器に入れる

こと。

- 2、煙草の灰を所嫌はず落さぬこと。
- 3、上履を室外に於て使用せぬこと。
- 4、室内に入る時は室外に於て被服装具の塵埃を拂ひ、特に靴は泥土をよく落して入ること。
- 5、食事の際に食べ物を散亂せぬこと。
- 6、鉛筆の削屑は丁寧に紙片に包んで紙屑籠に入れること。
- 7、寝具は時々室外にて塵を拂ふこと。
- 8、室の出入口は常に清潔にしておく。

其二 掃除の順序

- 1、窓の開放。
- 2、高い所から先づ塵を拂ふ。
- 3、棚の拭淨。
- 4、床板の掃除。
- 5、寢臺、机、腰掛を移すこと。
- 6、雑巾を以ての拭淨は、床板、銃架、棚、腰掛、机の順序に及ぶこと。
- 7、窓の拭淨。

8、物品の整理。

三、左の箇所は掃除の行届かぬ所であるから注意すること

- 1、整理被服の外部殊に後面。
- 2、手箱の上部。
- 3、銃架の上部及床尾飯を置く凹み。
- 4、窓戸の上側及隅の所。
- 5、寝臺の隅。
- 6、電燈の笠、机及腰掛の裏面。

四、塵拂の用法

- 1、塵拂は軽く速に使用し、箒を使用せぬ部分の塵を取る。
- 2、天井、四周上部は塵拂を長柄として使用すること。
- 3、塵を拂ふには高所より順次に低い所に及ぼす、要すれば物品を移動して行ふ。

五、箒の用法

- 1、箒は軽く使用し、屢々方向を變へて平等に磨滅するやうに使ふ。
- 2、床面の一隅から順序正しく板の目に沿ふて掃く、殊に板の接ぎ目の塵をよく掃き取ること。

- 3、板の接ぎ目、窓の隅、羽目板と床板との接ぎ目は箒を縦にして使ふこと。
- 4、軽い塵は箒を荒く使ふと飛ぶから靜かに箒を使ふこと。
- 5、塵は數箇所を掃き集めて其都度塵取りに取ること。

六、雑巾の用法

- 1、床を拭く雑巾と、机を拭く雑巾は必ず區別して使用すること。
使用後にも必ず場所を變へて掛けておくこと。
- 2、雑巾を使用する時は勞を惜まないやうに、度々清水で洗ひ汚水も度々之を取換へること。
- 3、雑巾は強く絞つて適度に折り畳み、適度の力を加へて拭くこと。
- 4、雑巾を十分に絞らないで水滴を床の上に落すのは良くない。
- 5、床面を洗ふのは衛生上及兵舎の保存上良くない。
- 6、掃除用手桶の水は六七分目位に入れておくのが良い。
- 7、雑巾は使用後丁寧に洗ひ日光に乾かすこと。
- 8、雑巾の薄い物を使用する時は、刺尖で指を傷める事があるから注意すること。
- 9、雑巾使用後は、必ず清水にて手を洗ひよく乾布で拭いておくこと。

冬季は殊に凍傷豫防の上に必要である。

其二 室外の掃除

一、清潔にする事は全員の責任

掃除は掃除當番ばかりでなく、家庭を清潔にすることは、家族全員の責任であるから誰でも汚れておるのを見たら直ちに掃いたり、又紙屑等を拾ふ着意が必要である。

二、掃除上の注意

- 1、地表面の土砂を無暗に力を込めて掃き飛ばさないこと。
- 2、雑草は必ず取つておくこと、雑草が少しでも生えておることは恥辱である。
- 3、落葉もきれいに取つておくこと。
- 4、塵捨場に塵を捨てる場合には奥の方から捨てること。
- 5、舎外の痰壺の水は變へておくこと、水は三分の一位が適度。
- 6、防火用水は必ず常に充滿しておくこと。
- 7、溜枿は掃除をして水のはけ方を十分にしておくこと、但し之を掃除した時は其蓋を確實にしておくことを忘れぬこと。
- 8、芝草の境界は一直線に整然としておくこと。
- 9、洗面洗濯所は不潔になり易いから常に清潔にしておくこと。

第四節 食 事

一、一般の注意

- 1、戦友が集つて會食するのは愉快なことであるから、勤務に差支ない限り全員揃つて會食すること。
- 2、食卓長は内務班長で若し班長が來ない時は班長代理者である。
- 3、食事は、食卓長が食事を始めるのを待つて始めること。
- 4、食事中快談するのは良いが、他人の感情を害するやうな事は云はぬこと。
- 5、食事が終つた後には我れ先にと立つことなく、食卓長の立つのを待つてから立つこと。
食卓長の居らぬ時でも少しの間休憩するのが良い。
- 6、劇動後直ちに食事をするのは衛生に良くないから、少し休憩してから始めること。
- 7、食事の直前に室内の掃除をせぬこと。
- 8、定刻に食事の出來ない者の食事は不潔にならないやうに覆をして片付けておくこと。

二、食事の準備

- 1、各人の注意

イ、先づ手をよく洗ふこと

ロ、班長の決められた席次に静かに就く

2、運搬についての注意。

イ、茶瓶は八分目位に入れること

ロ、湯ばけつも八分目位入れること

ハ、食卓は清潔に拭いておくこと

ニ、準備が出来たら食卓長に報告すること

ホ、飯を盛るには平等に盛ること

三、喫食についての注意

1、分配の際は先を争はないやうにし、全部の分配が終わらないに拘らず箸をつけないこと。

2、食卓長のある場合は、食卓長の箸を取りたる後に取ることに。

3、飯碗と汁碗を両手に持つて食べないこと。

4、食べる際に口の音をささないこと。

5、食事中食器を衝突させて大きな音を出さないこと。

6、食事中口中に食物を貯へて言葉を發しないこと。

7、他人の食事の迷惑になるやうなことを爲さぬこと。

8、食物の不平を云はぬこと

9、煙草は大體の者の終るを待つてからにすること、若し食卓長のある場合には食卓長が吸はなければ吸つてはならぬ。

10、食事が終つても我れ先にと立たぬこと、若し食卓長のある場合には食卓長が立たなければ立たぬこと。

11、食事をしながら側見をするのはよくない。

12、食事の際に於ける野卑なる行動は、直ちに其の家庭教育の良否を判断せられ、殊に行軍、演習等の際に地方民家に宿泊した場合に、不體裁の事があれば忽ち軍隊教育の缺陷を曝露し、軍人の體面を汚すことになるから、平素からよく注意して教育しておかなければならぬ。

13、同時に二種以上の菜を食べぬこと。

14、食物を口中に箸で押し込まぬこと。

15、香物を湯茶の中で掻き廻さぬこと。

16、食事を始めるには先づ汁を食べ次に飯に移り、汁の無い時は飯から始める。

17、食卓上になるべく飯粒を落さないこと、若し落したものは之を拾つて食べないで後で片附け

ること。

18、箸に附着した飯粒を口で嘗め取つたり箸を深く嘗めないこと。

第五節 便所に関する注意

一、小便に関する注意

- 1、小便は必ず石段の上に乗つて爲し、前方の壁を汚さぬやうにすること。
- 2、痰を壁に吐き掛け、煙草の吹殻或は紙片を捨てぬこと。
- 3、小便は、袴の前明釦を下方より三箇脱し、袴を稍々下方に下げてせねばならぬ。
- 4、放尿後は其場で釦をかける。
- 5、手水を使ふことを忘れぬこと。

二、大便に関する注意

- 1、上廁の際は帯革は之を戸にかけておくこと。
- 2、上廁の際は他人の有無を知る爲に戸を叩くこと。
- 3、大便は袴及袴下を膝の所迄下げて行ひ、袴下の紐を垂下せぬこと。
- 4、上廁の際附近の壁に汚物を附着し、或は痰を吐き掛け、或は落書を絶対にせぬこと。

二、上廁後は扉を確實に閉ちおくこと。

- 6、上廁中煙草を喫し或は齒楊子を使用したり、又隣の者と話をせぬこと。
- 7、上廁後は必ず手水を使ふことを忘れぬこと。
- 8、下痢患者は、必ず定められた廁に行くこと。

三、一般の注意

- 1、常に塵紙と「ハンカチ」を持つことを忘れぬこと。
- 2、大便は、なるべく朝行く様に習慣づけること、晝行く習慣をつけることはよくない。
- 3、便通は一日に一回はあるやうに習慣づけること。
- 4、便所はなるべく汚さないやうにすること。
- 5、手水の水が無くなつておるのを見たら直ちに之を補充しておくこと。

第六節 水の使用

- 一、戦地の状況を考へたなれば 常に水を節約して使用する習慣を附けること。
- 二、洗面の時も たどみ水道の水を使用する時でも努めて水を節約すること。
- 三、洗濯の場合

- 一、被服を洗濯する時は石鹼をよく洗ひ落さないと衛生上に良くない、然し水を澤山に使つたからと云つて必ずしも清潔になるといふ譯でもなく、幾回も少し宛使つた方が却つて清潔になるのである。
- 二、多くの被服を洗ふ一時に洗ふ時は、一番綺麗なものから洗つてゆくと石鹼の節約にもなる。濯ぐ時にも前と同じ順序で濯ぐとよい。
- 三、入浴の場合も 戦地では數日も數十日も風呂に入る事の出来ない事を考へてなるべく節約して使ふこと。

第七節 入浴

一、浴室に入る場合の注意

- 1、靴は順序正しく整頓しておくこと。
- 2、衣袴は上衣の裏面を外方にし、其表面に袴及襦袢袴下を疊み入れ、之を上衣で包み腰紐の様なもの、中央を括り、被服棚の中に入れ番號をよく記憶しておくこと。
- 3、入浴時間外に妄りに浴場に入らないこと。

二、浴槽に入る前の注意

- 1、不潔なる部分を叮嚀によく洗ふこと。
- 2、他人の迷惑になるやうに飛び込まないこと。

三、浴槽に於ける注意

- 1、水を節約して使用すること。
- 2、湯槽中にて口を洗はないこと。
- 3、湯槽中にて垢を落し、石鹼を使用しないこと。
- 4、浴室にて高聲に歌を歌はないこと。
- 5、他人の迷惑になるやうに飛沫を飛ばさないこと。
- 6、卑猥なる言行をなさぬこと。
- 7、よく拭いて上がり、床の上をぬらさないこと。
- 8、頭髮、耳頸、腋下、陰部、手足殊に足指の間は注意して洗ふこと。
- 9、石鹼を使用した時は後をよく洗ひ落さないと却つて不潔になる。
- 10、浴場内にて妄りに痰を吐かぬこと。
- 11、浴場内にて靴下とか被服の洗濯をせぬこと。
- 12、各自の入浴時間は十五分乃至二十分位に止めること。

13、妄りに湯加減を勝手にせず、必ず衆心の合意の上にて爲すこと。

四、入浴後の注意

- 1、浴後は急いでよく拭き、乾いた後に被服を着けること。
- 2、脱衣場の床板を濡潤しないやうに注意すること。
- 3、入浴後、冬季は風を引き易いから冷えぬやうに注意すること。

五、傳染病患者

- 1、傳染病患者は、必ず決められた浴槽に入ること。

第八節 炊事場に於ける注意

一、食事運搬の注意

- 1、食事運搬は最も靜肅にしなければならぬ、喧噪なるは軍人として一番野卑なものである。
- 2、食事を受領する時は順序正しく靜肅に實施すること。

二、炊事場に於ける當番の心得

- 1、食物を調理中、摘み食ひをせぬやうにすること。
- 2、砂糖其他の食物を祕に内務班に持ち歸つて食べないこと。

3、身體、衣服は常に清潔ならしめ不快の感じを與へぬこと。

4、首に手拭を巻き或は腰にぶら下げないこと。

5、頭髮を長く伸ばし、又は爪を長く生やさないこと。

6、當番の食事を所定の場所にて爲さず、炊事場の一隅等にて立食ひをなさないこと。

7、炊事場出入の商人に利を喰ましめて、自己の勞役の手助を爲さしめないこと。

8、自己の中隊又は内務班のものに多量に食物を分配して與へる等の不公平なことのないこと。

9、食事分配又は食器返納等の際には、順序正しく先を争はないこと。

10、其他炊事場に於ては不潔、亂雜を極力避けること。

第九節 言葉の使ひ方

一、軍人らしい言葉

軍人の言葉は、劍電彈雨の間に於て通じる必要がある爲に、左の如き注意が必要である。

1、言葉に活氣のあること。

2、簡單にして要を得ること。

3、明瞭なること。

4、殊に語尾の明瞭なること。

二、禮儀を失はないこと

活氣のあるのと亂暴なとは自ら意味の違ふものであるから、長上に對し又は長上に關する事柄は、禮儀を失はないやうに注意して云はなければならぬ。

例一、隊長が或る者を呼んでおることを其の者に傳へる場合に

「隊長殿が呼んでおるよ」

と云ふ事は、不作法な物の云ひ方で之を軍人らしい而も不作法にならないで云ふには

「隊長殿がお呼びになつてるよ」

又は

「隊長殿が呼んでゐられる」

と云ふべきである。

例二、上官が側へ來たのを

「某殿が來た」

と云ふのは不作法であり、次の様に云ふのを適當とする。

「某殿が來られた」

「某殿がおいでになつた」

要するに、上官に對しては婦人が使ふ様な冗長なる叮嚀なる云ひ方は要らないが、禮儀を失しない程度に於て簡単に云はなければならぬ。

三、口數の少きこと

軍人の多辯は禁物である。

軍人は口で云ふことが出来なくとも、實行が出来ればそれで良いのであるから、多辯な者は戒めなければならぬ。

多辯なる者は多く性質が輕薄であり嘘偽の申立を爲す者が多い。

又多辯なる者に限つて他人の蔭口を云ひ度がるものである。

軍人は不言實行をモットーとして職務に邁進しなければならぬ。

第十節 態度

一、平常に於ける態度

平常に於ける態度について注意すべきこと左の通りである。

1、いつも伸び／＼して背を圓め腰を屈げたりせぬこと

立つておる時も坐つておる時も同様。

- 2、沈着にして周章てぬこと。
- 3、元氣に充ちておること。
- 4、袴の物入れに手を入れぬこと。
- 5、手を後で組まぬこと。
- 6、厳正なること。

二、歩行する場合の注意

- 1、下を見て歩かぬこと。
- 2、大道を濶歩して歩くこと。
- 3、袴の物入れに手を入れたり手を後で組んだりして歩かぬこと。
- 4、腰を屈げて歩かぬこと。
- 5、外出した場合には特に左の點に注意しなければならぬ。
 - (一) あちらの陳列窓、こちらの陳列窓等側見をして歩かぬこと
 - (二) 左側通行の勵行
 - (三) 二人以上歩くときは、なるべく歩を揃へること。

- (四) 上官と歩く時は、其の左後方に位置し上官の歩に揃へること。
- (五) 三人も四人も横隊を作つて歩かぬこと。
- (六) 上官を超越するときは理由を述べて「お先に失禮します」と云ふことを忘れぬこと。
- (七) 敬禮法を誤らぬこと。

第十一節 服 装

一、服装は常に端正なること

- 釦の外れておるものないこと
- 「ホック」の外れておらぬこと
- 釦の線は身體の中心におくこと

二、清潔なること

- 垢のついておらぬこと
- 汚れのないこと

醬油のしみとか、土のついたまゝ等の事のないこと

三、破損のないこと

- 三、綻び、破れ等のないこと
- 四、着装の正しいこと
 - 1、襦袢の袖口が多くはみ出さないこと。
 - 2、軍袴は十分に引き上げておくこと。
 - 3、腰紐を十分に締めておくこと。

内務ノ嬖日課表

日		日次	要旨
二	十	教育項目	一、本表ハ其概略ヲ示スニ過キササルヲ以テ、其要領及詳細ハ更ニ班長ニ於テ工夫教育スルヲ要ス 二、本表ノ順序ハ基準ヲ示スモノナルヲ以テ状況ニ依リ取捨融通スルモ妨ナシ
二	十	着眼	
二	十	教育項目	一、支給被服ノ著装 1、襦袢袴下ノ著方 2、靴下ノ穿キ方 3、軍衣袴ノ著方 4、襪布ノ巻キ方 5、帯革ノ締メ方 6、編上靴ノ穿キ方 7、帽子ノ著方及脱イダ時ノ持方
二	十	着眼	一、著装法ハ本日ハ概要ニ止メ、各人ニ任意ニ著装セシメテ缺點又ハ不明ノ點アラハ之ヲ指導シ最初ヨリ一々指導スルニ及ハス 二、不適合ノモノハ直チニ取り換ヘルコト 三、名稱ハ教育スルニ及ハス 四、二年兵全員ニテ指導スルヲ可トス
二	十	時期	入舎後
二	十	場所	班内
二	十	教育者	班助 班手 班長
二	十	教育項目	一、私物及貴重品ノ處置 1、和服ハ附添人アルモノハ渡ス準備ヲナサシム
二	十	着眼	一、貴重品ハ身體検査及入浴等ノ爲紛失豫防上一時預ルヲ可トス